

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第32期) 至 平成24年3月31日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

(E04859)

第32期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

目 次

頁

第32期 有価証券報告書

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	11
3 【対処すべき課題】	12
4 【事業等のリスク】	13
5 【経営上の重要な契約等】	14
6 【研究開発活動】	16
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	16
第3 【設備の状況】	18
1 【設備投資等の概要】	18
2 【主要な設備の状況】	18
3 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【自己株式の取得等の状況】	51
3 【配当政策】	52
4 【株価の推移】	52
5 【役員の状況】	53
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	56
第5 【経理の状況】	60
1 【連結財務諸表等】	61
2 【財務諸表等】	101
第6 【提出会社の株式事務の概要】	116
第7 【提出会社の参考情報】	117
1 【提出会社の親会社等の情報】	117
2 【その他の参考情報】	117
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	118

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【事業年度】	第32期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
【英訳名】	SQUARE ENIX HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和田 洋一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
【電話番号】	03（5333）1144
【事務連絡者氏名】	取締役 経理財務担当 松田 洋祐
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
【電話番号】	03（5333）1144
【事務連絡者氏名】	取締役 経理財務担当 松田 洋祐
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (百万円)	147,516	135,693	192,257	125,271	127,896
経常利益 (百万円)	18,864	11,261	27,822	5,390	10,297
当期純損益 (△は損失) (百万円)	9,196	6,333	9,509	△12,043	6,060
包括利益 (百万円)	—	—	—	△15,094	5,451
純資産額 (百万円)	148,193	148,724	154,258	135,143	137,297
総資産額 (百万円)	212,134	213,194	270,529	206,336	213,981
1株当たり純資産額 (円)	1,280.50	1,280.92	1,326.82	1,160.66	1,177.87
1株当たり当期純損益金額 (△は損失) (円)	81.85	55.11	82.65	△104.66	52.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	81.41	54.99	82.59	—	52.55
自己資本比率 (%)	69.3	69.1	56.4	64.7	63.3
自己資本利益率 (%)	6.7	4.3	6.3	—	4.5
株価収益率 (倍)	42.5	33.7	24.7	—	33.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	23,655	18,974	20,838	14,827	6,786
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△5,805	△10,991	△53,774	30,407	△5,778
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,404	△3,044	31,707	△42,354	299
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	111,479	111,875	109,717	109,751	110,116
従業員数 (人)	2,973	2,952	3,338	3,297	3,424
[外、平均臨時雇用者数]	(2,358)	(2,137)	(2,204)	(1,933)	(1,974)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第30期において、EIDOS PLC. 及びその関係会社を平成21年4月22日を当社の支配獲得日とみなして連結子会社としております。

3. 第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第31期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第32期より潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
売上高及び営業収益 (百万円)	65,719	31,454	4,265	1,761	1,526
経常損益 (△は損失) (百万円)	12,357	6,922	2,887	△235	37
当期純損益 (△は損失) (百万円)	5,304	3,858	△4,294	△12,510	△257
資本金 (百万円)	14,928	15,134	15,204	15,204	15,204
発行済株式総数 (千株)	115,117	115,305	115,370	115,370	115,370
純資産額 (百万円)	149,407	150,491	143,239	126,798	123,373
総資産額 (百万円)	195,534	189,332	220,777	164,289	161,466
1株当たり純資産額 (円)	1,300.46	1,304.93	1,238.55	1,094.84	1,063.67
1株当たり配当額 (内 1株当たり 中間配当額) (円)	30.00 (10.00)	30.00 (10.00)	35.00 (10.00)	30.00 (10.00)	30.00 (10.00)
1株当たり当期純損益金額 (△は損失) (円)	47.21	33.57	△37.32	△108.71	△2.24
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	46.96	33.50	—	—	—
自己資本比率 (%)	76.4	79.3	64.6	76.7	75.8
自己資本利益率 (%)	3.7	2.6	—	—	—
株価収益率 (倍)	73.7	55.4	—	—	—
配当性向 (%)	63.5	89.4	—	—	—
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	1,932 (294)	— (—)	17 (—)	18 (—)	21 (—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第29期の平成20年10月1日付で、新設分割方式による会社分割を行い持株会社体制に移行しました。

3. 第30期、第31期及び第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第30期、第31期及び第32期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第32期より潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

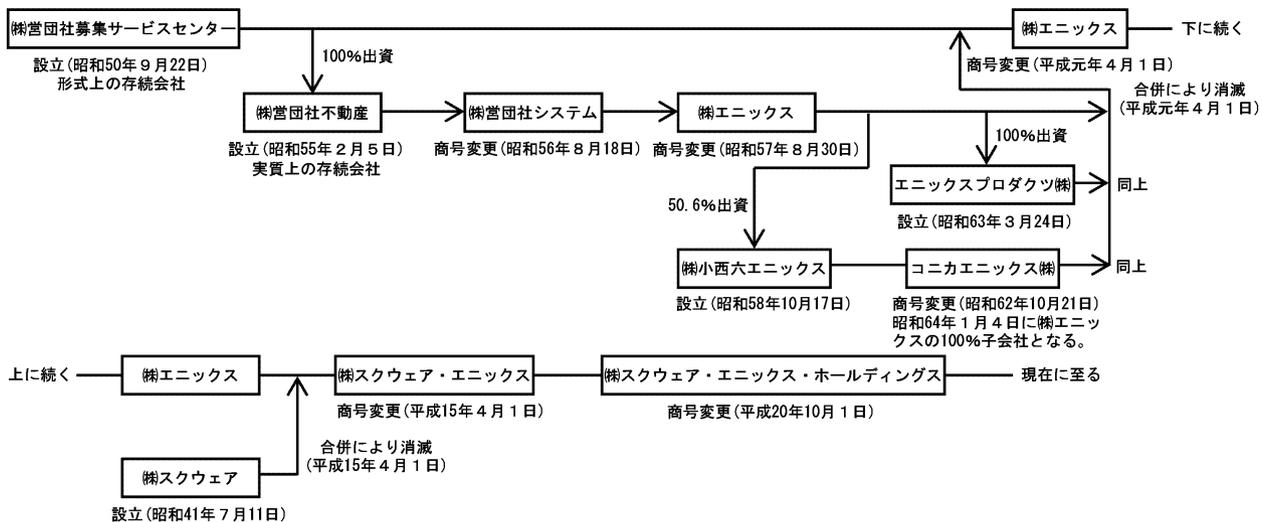
2 【沿革】

当社（形式上の存続会社である株式会社営団社募集サービスセンター、昭和50年9月設立、資本金100万円）は、平成元年4月1日を合併期日として、旧・株式会社エニックス、コニカエニックス株式会社及びエニックスプロダクツ株式会社を、経営の合理化を目的として吸収合併しました。

合併前の当社は休業状態であり、法律上消滅した旧・株式会社エニックスが実質上の存続会社であるため、以下は、実質上の存続会社および合併後の株式会社エニックスに関する記載をしております。

昭和55年2月	株式会社営団社募集サービスセンターの100%出資により、不動産売買及び仲介を目的として株式会社営団社不動産を設立 (資本金500万円、東京都港区虎ノ門3丁目18番12号)
昭和56年8月	商号を株式会社営団社システムに変更 本店を東京都新宿区西新宿7丁目15番10号に移転
昭和57年8月	商号を株式会社エニックスに変更
昭和58年10月	株式会社小西六エニックスを小西六写真工業株式会社他との共同出資により設立(資本金6,000万円、東京都北区、設立時の当社の出資比率は50.6%、昭和59年6月より49%、昭和62年10月商号をコニカエニックス株式会社に変更)
昭和59年1月	本店を東京都新宿区西新宿7丁目1番8号に移転
昭和61年4月	本店を東京都新宿区西新宿8丁目20番2号に移転
昭和63年3月	出版物およびキャラクター商品の開発・販売を目的としてエニックスプロダクツ株式会社を設立 (資本金3,000万円、100%出資、東京都新宿区)
平成元年4月	経営の合理化を目的として、株式会社営団社募集サービスセンター、コニカエニックス株式会社及びエニックスプロダクツ株式会社と合併し商号を株式会社エニックスとする 本店を東京都新宿区西新宿7丁目5番25号に移転
平成3年2月	当社株式が、社団法人日本証券業協会に店頭登録銘柄として登録となる
平成3年10月	㈱デジタルエンタテインメントアカデミー設立
平成8年8月	本店を東京都渋谷区代々木4丁目31番8号に移転
平成11年8月	当社株式が東京証券取引所市場第1部に上場
平成11年11月	ENIX AMERICA INC. 設立
平成15年4月	株式会社エニックスと株式会社スクウェアが合併し商号を株式会社スクウェア・エニックスとする
平成15年8月	本店を東京都渋谷区代々木3丁目22番7号に移転
平成16年7月	北米及び欧州子会社に新経営体制を導入。併せて、商号を各々SQUARE ENIX, INC.、SQUARE ENIX LTD.へ変更し、グローバル市場におけるコーポレートブランドを統一
平成17年1月	当社100%出資により、SQUARE ENIX (China) CO., LTD. (中国・北京市)を設立
平成17年9月	株式会社タイトーを連結子会社化(平成18年3月完全子会社となる。)
平成18年11月	北米における当社グループ会社を統括する持株会社として、SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. (米・カリフォルニア州ロスアンゼルス)を設立
平成20年10月	持株会社体制へ移行し、商号を株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスとする
平成21年4月	Eidos plcを完全子会社化

形式上の存続会社および実質上の存続会社等の設立から合併に至る経緯



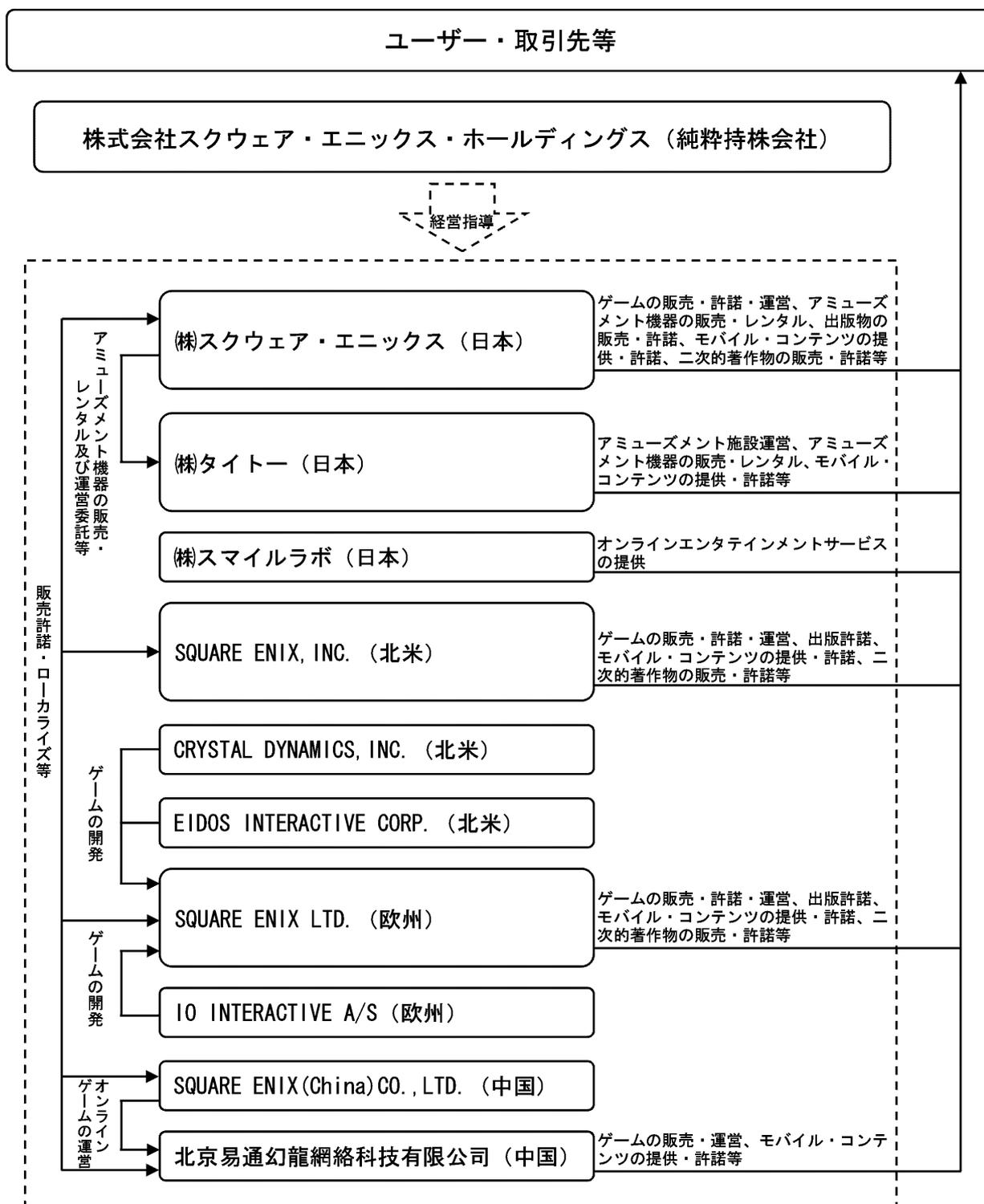
3 【事業の内容】

当社グループの主な事業内容とグループを構成している主要各社の位置付けは以下のとおりであります。
(連結対象会社)

セグメントの名称	主要な事業内容	地域	会社名
デジタル エンタテイン メント事業	コンピュータゲームを中心とするデジ タルエンタテインメントコンテンツの 企画、開発、販売、販売許諾、運営等	日本	株式会社スクウェア・エニックス 株式会社タイトー 株式会社スマイルラボ
		北米	SQUARE ENIX, INC. CRYSTAL DYNAMICS, INC. EIDOS INTERACTIVE CORP.
		欧州	SQUARE ENIX LTD. IO INTERACTIVE A/S
		アジア	SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 北京易通幻龍網絡科技有限公司
アミューズ メント事業	アミューズメント施設運営、アミュー ズメント機器の企画・開発・製造・販 売・レンタル等	日本	株式会社タイトー 株式会社スクウェア・エニックス
出版事業	コミック雑誌、単行本、ゲーム関連書 籍等の出版、許諾等	日本	株式会社スクウェア・エニックス
		北米	SQUARE ENIX, INC.
		欧州	SQUARE ENIX LTD.
ライツ・ プロパティ等 事業	二次的著作物の企画、制作、販売及び 販売許諾等	日本	株式会社スクウェア・エニックス 株式会社タイトー
		北米	SQUARE ENIX, INC.
		欧州	SQUARE ENIX LTD.

(注) 上記事業系統図は、主要な連結対象会社について記載しております。

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



(注) 上記事業系統図は、主要な連結対象会社について記載しております。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.	米国カリフォルニア州	1米ドル	北米市場における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理	100.0	経営指導、 役員の兼務 3名
SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.	英国 ロンドン市	2英ポンド	欧州市場における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理	100.0	経営指導、 役員の兼務 3名
株式会社スクウェア・エニックス	東京都渋谷区	1,500百万円	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0	経営指導、 商標使用許諾、 資金貸付、 建物賃貸、 役員の兼務 6名
株式会社タイトー	東京都渋谷区	1,500百万円	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0	経営指導、 資金貸付、 役員の兼務 3名
株式会社スマイルラボ	東京都渋谷区	10百万円	オンラインエンタテインメントサービスの提供	100.0	—
SQUARE ENIX, INC.	米国カリフォルニア州	10百万米ドル	北米市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0 (100.0)	—
SQUARE ENIX LTD.	英国 ロンドン市	111百万英ポンド	欧州市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0 (100.0)	—
SQUARE ENIX (China) CO., LTD.	中国北京市	12百万米ドル	中国アジア市場におけるデジタルエンタテインメント事業	100.0	資金貸付、 役員の兼務 2名
CRYSTAL DYNAMICS INC.	米国カルフォルニア州	40百万米ドル	ゲームの開発	100.0 (100.0)	—
EIDOS INTERACTIVE CORP.	カナダ ケベック州	6百万カナダドル	ゲームの開発	100.0 (100.0)	—
IO INTERACTIVE A/S	デンマーク コペンハーゲン市	656千デンマーク クローネ	ゲームの開発	100.0 (100.0)	—
その他22社及び 1任意組合					

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2 株式会社スクウェア・エニックス、SQUARE ENIX LTD. 及びCRYSTAL DYNAMICS INC. は、特定子会社に該当していません。

- 3 株式会社スクウェア・エニックスについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	63,598百万円
	(2) 経常利益	7,939百万円
	(3) 当期純利益	4,904百万円
	(4) 純資産額	51,243百万円
	(5) 総資産額	77,375百万円

- 4 株式会社タイトーについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	44,387百万円
	(2) 経常利益	1,252百万円
	(3) 当期純利益	548百万円
	(4) 純資産額	26,525百万円
	(5) 総資産額	38,129百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
デジタルエンタテインメント事業	2,463	(219)
アミューズメント事業	434	(1,736)
出版事業	140	(2)
ライツ・プロパティ等事業	17	(-)
報告セグメント計	3,054	(1,957)
全社（共通）	370	(17)
合計	3,424	(1,974)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
21（-）	43.2	1.4	17,096,974

セグメントの名称	従業員数（人）	
デジタルエンタテインメント事業	-	(-)
アミューズメント事業	-	(-)
出版事業	-	(-)
ライツ・プロパティ等事業	-	(-)
報告セグメント計	-	(-)
全社（共通）	21	(-)
合計	21	(-)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2 従業員数には使用人兼務役員は含まれておりません。
 3 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 4 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループは、報告セグメントをデジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業、及びライツ・プロパティ等事業と定め、各々のセグメントにおいて事業基盤の強化と収益力の向上に努めております。

当連結会計年度の業績は、売上高は127,896百万円（前年同期比2.1%増）、営業利益は10,713百万円（前年同期比46.2%増）、経常利益は10,297百万円（前年同期比91.0%増）、当期純利益は6,060百万円（前年同期は当期純損失12,043百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① デジタルエンタテインメント事業

ゲームを中心とするデジタルエンタテインメントコンテンツの企画、開発、販売及び運営を行っております。デジタルエンタテインメントコンテンツは、顧客のライフスタイルにあわせて、家庭用ゲーム機（携帯ゲーム機を含む）、PC、携帯電話（スマートフォンを含む）等、多様な利用環境に対応しています。

当連結会計年度は、家庭用ゲーム機向けの大型タイトル（「ファイナルファンタジーXIII-2（日米欧）」、「Deus Ex: Human Revolution（米欧日）」）が順調にパッケージソフト販売を伸ばしました。

ブラウザ、スマートフォン等をプラットフォームとしたコンテンツについては、2010年8月にサービスを開始したブラウザゲーム「戦国IXA（イクサ）」が引き続き好調に推移していることに加え、2012年1月にサービスを開始したモバゲー向けソーシャルゲーム「ファイナルファンタジー ブリゲイド」の累計登録会員数が3月に200万人を超え、コンテンツの課金収入が継続して伸びました。

当事業における当連結会計年度の売上高は71,871百万円（前年同期比11.9%増）となり、営業利益は12,602百万円（前年同期比11.7%増）となりました。

② アミューズメント事業

アミューズメント施設の運営、並びにアミューズメント施設向けの業務用ゲーム機器・関連商製品の企画、開発及び販売を当セグメントに計上しております。

当連結会計年度は、下期以降軟化した市場環境により売上高は伸び悩んだものの、アミューズメント施設運営及び機械投資の効率化により、前年同期比で増益を確保しました。

当事業における当連結会計年度の売上高は41,921百万円（前年同期比6.9%減）となり、営業利益は2,552百万円（前年同期比17.2%増）となりました。

③ 出版事業

コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行っております。

当連結会計年度は、2011年3月期に大型タイトルの連載が終了したことに伴い、月刊誌やコミック単行本の売上が伸び悩みました。

他方、WEBコミック誌「ガンガンONLINE」等のネットワークを活用した事業展開も鋭意進めております。

当事業における当連結会計年度の売上高は11,335百万円（前年同期比13.1%減）となり、営業利益は2,575百万円（前年同期比19.6%減）となりました。

④ ライツ・プロパティ等事業

主として当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画・制作・販売及びライセンス許諾を行っております。

当連結会計年度は、引き続き、自社コンテンツのキャラクターグッズ、サウンドトラック等の販売・許諾を行うとともに、他社の有力コンテンツのキャラクターグッズ化による品揃えの強化や海外展開による収益機会の多様化に努めております。

当事業における当連結会計年度の売上高は2,767百万円（前年同期比8.3%減）となり、営業利益は742百万円（前年同期比9.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ364百万円増加して、110,116百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は6,786百万円（前連結会計年度比54.2%減）となりました。

これは、税金等調整前当期純利益9,866百万円、たな卸資産5,137百万円及び売上債権3,008百万円の増加、減価償却費5,039百万円等により、全体としては資金が増加しました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は5,778百万円（前連結会計年度は30,407百万円の獲得）となりました。

これは主として、差入保証金の回収による収入1,084百万円、差入保証金の差入による支出1,492百万円及び有形固定資産の取得による支出4,620百万円によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は299百万円（前連結会計年度は42,354百万円の使用）となりました。

これは主として、短期借入金の純増額3,791百万円と配当金の支払額3,446百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産は同種の商製品であっても一様でないため、セグメントごとに生産規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 仕入実績

仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前年同期比 (%)
デジタルエンタテインメント事業 (百万円)	13,646	17.9
アミューズメント事業 (百万円)	12,873	△0.4
出版事業 (百万円)	3,035	△18.3
ライセンス・プロパティ等事業 (百万円)	1,320	△13.7
合計 (百万円)	30,876	3.8

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは受注による生産は行っておりません。

(4) 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前年同期比 (%)
デジタルエンタテインメント事業 (百万円)	71,871	11.9
アミューズメント事業 (百万円)	41,921	△6.9
出版事業 (百万円)	11,335	△13.1
ライセンス・プロパティ等事業 (百万円)	2,767	△8.0
合計 (百万円)	127,896	2.1

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 経営の基本方針

当社グループは、高度で良質なコンテンツの制作・提供を通じて幅広い方々に夢と感動をお届けすることを基本方針としております。また、株主の皆様へ報い、会社を永続的に成長・発展させるため、経営資源を有効に組み合わせた効率的な経営の推進により利益が最大になるよう努めてまいります。

(2) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、今後、既存事業の拡大、新規事業の開拓等を目的とした設備投資や買収など、当社グループの企業価値を高めるための投資を優先し、そのための内部留保を確保します。内部留保後の資金については、株主への還元を重視し、業績連動、安定還元の最適なバランスを旨とし、安定的かつ継続的な配当に留意してまいります。配当の業績連動部分につきましては、連結配当性向30%を目途としております。

(3) 投資単位の引下げに関する考え方及び方針

当社グループは、投資家による当社株式の長期安定的な株式保有を促進するとともに、投資家層の拡大を図ることを、資本政策上の重要課題と認識しております。このため、既に株式の売買単位を100株としており、多様な投資家が参加しやすい環境が整っているものと考えております。

(4) 目標とする経営指標

当社グループは、収益性に裏付けられた成長を実現することが重要な経営課題と認識しております。

当社グループは、恒常的に連結1株当たり利益の成長率10%以上、経常利益率20%以上を実現していくことを目標としてまいります。

(5) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、高度で良質なコンテンツの創造を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことを目指しております。今後、ITや通信環境の急速な発展・普及により、ネットワークを前提とするエンタテインメントに対するニーズが高まるとともに、ユーザーが多機能端末を通じて多様なコンテンツにアクセスできるようになるなど、コンテンツの利用環境が大きく変化しています。これに伴い、ユーザーニーズに対応したビジネスモデルの多様化が求められています。このように、デジタルエンタテインメントの産業構造が大きく変化しつつある中、当社グループは、これらの変化に即応し、新しい時代のデジタルエンタテインメントを切り拓いていくことを中長期的な会社の経営戦略に位置づけております。

これを実現するため、国際的な事業拡大、多様な顧客ニーズに合致したエンタテインメント・コンテンツ/サービスの提供、それに対応する人材の育成・獲得が当社グループの対処すべき重要な課題であります。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績に影響を与える可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、将来に関する事項は、当該有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済環境の変化

消費者の消費支出を減少させるような経済情勢の著しい低迷は、当社グループの扱っているエンタテインメント分野の製品・サービスに対する需要を低減させる恐れがあり、これによって当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(2) デジタル・コンテンツ市場における顧客嗜好の変化、技術革新の急速な進展等に対する当社の対応能力

「中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題」に記載した大変革期に当社グループが適時的確に対応できない場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(3) プラットフォームの変化及び対応

当社グループの主にデジタルエンタテインメント事業は、家庭用ゲーム機、スマートフォン、汎用デジタル機器等のいわゆるプラットフォームの多様化、高機能化、世代交代等に伴うコンテンツ提供形体、ビジネスモデルおよび収益性の変化の影響を受ける可能性があります。

(4) 新しいコンテンツ・サービスの創造や海外展開を核とする当社の成長戦略を担う人材の確保

当社グループは、急速な勢いで事業の拡大、成長を続けております。このような当社グループの成長スピードに適時的確な人材の確保が追いつかない場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(5) 国際的事業拡大

当社グループは、国際的な事業拡大を進めておりますが、当社グループが海外事業を展開している国における市場動向、政治・経済、法律、社会情勢、文化、宗教、習慣その他の要因によって、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(6) 為替リスク

当社グループは、北米・欧州・アジアに在外連結子会社を所有しております。当該子会社において獲得した現地通貨は、主として現地での決済に使用するほか、現地での投資に振り向けることから、実質的な為替リスクは軽減されております。しかしながら、外貨建ての在外連結子会社の売上、費用、資産等は、連結財務諸表の作成時に円換算するため、換算時の為替レートが予想を越えて大幅に変動した場合には、当社グループの業績が影響を受ける場合があります。

(7) 風俗営業法

ゲーム施設運営事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及びその関連法令により規制を受けております。その内容は、店舗開設及び運営に関する許認可、営業時間帯の制限（条例によって異なりますが、主として午前0時から午前10時までは営業禁止）、入場者の年齢制限（条例によって異なりますが、主として16歳未満は午後6時以降、18歳未満は午後10時以降入場禁止）、出店地域の規制、施設の構造・内装・照明・騒音等に関する規制などです。当社グループは、同法の規制を遵守しつつ積極的に店舗展開を進めておりますが、新たな法令の制定等規制の内容が変更された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報の管理

個人情報の管理について個人情報保護法の施行に伴い、情報の取り扱いに対する意識の向上を目的とした社員教育をより一層充実させるとともに、全社の個人情報の洗い出しを行い、適時改善を進めております。また、データベースへのアクセス環境、セキュリティシステムの適時改善、情報へのアクセス者の限定、牽制システムの構築、お客様からの問合せ対応など、管理体制もより一層強化しております。今後もシステムの見直しと社員教育を充実させ、個人情報保護に万全を期してまいります。万一、個人情報が流出した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 事故・災害

当社グループは、テロ、感染症、食中毒、火災、停電、システム・サーバーダウン、地震、風水害、その他の事故・災害によるマイナス影響を最小化するために、定期的な災害防止検査、設備点検、防災訓練、感染症に対しての対策等を行っておりますが、影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。

大規模な自然災害、その他事業の継続に支障をきたす事故・災害、感染症の影響等が生じた場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 訴訟等

当社グループは、業務の遂行にあたりコンプライアンスの徹底、第三者の権利尊重などの遵法経営を推進しておりますが、国内外の事業活動の遂行にあたり訴訟を提起されるリスクを負っており、その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

連結子会社が許諾を受けている重要な契約

契約会社名	相手方の名称	国名 (テリトリー)	契約 締結日	契約内容	契約期間
株式会社スクウェア・エニックス	株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント	日本	平成16年 12月17日	プレイステーション2用ゲームプログラムの開発及びCD-ROMまたはDVD-ROMの製造、販売等に関するライセンス契約	平成16年4月1日より 平成17年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新
		日本	平成18年 7月26日	プレイステーション・ポータブル用ゲームプログラムの開発及びUMD-ROMの製造、販売等に関するライセンス契約	平成17年3月1日より 平成19年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新
		日本	平成21年 3月10日	プレイステーション3用ゲームプログラムの開発及びBD-ROMの製造、販売等に関するライセンス契約	平成20年4月1日より 平成22年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新
	任天堂株式会社	日本	平成18年 3月24日	ニンテンドーDS用ゲームプログラムの開発及びカードの製造、販売等に関するライセンス契約	平成16年10月1日より2年間 以後1年ごとの自動更新
		日本	平成19年 5月29日	Wii用ソフトウェアの開発及び光ディスクの製造、販売等に関するライセンス契約	平成18年12月18日より2年間 以後1年ごとの自動更新
	Microsoft Licensing, GP	全世界	平成17年 11月28日	XBOX360用ゲームプログラムの開発及びゲームディスクの製造、販売等に関するライセンス契約	平成17年11月28日に発効し、XBOX360の北米における最初の発売日から6年間が経過する日まで有効。 以後1年ごとの自動更新

契約会社名	相手方の名称	国名 (テリトリー)	契約 締結日	契約内容	契約期間
SQUARE ENIX, INC.	Nintendo of America	北米	平成19年 10月11日	ニンテンドーDS用ゲームプログラムの開発及びカードの製造、販売等に関するライセンス契約	平成25年10月10日まで
		北米	平成19年 10月11日	Wii用ソフトウェアの開発及び光ディスクの製造、販売等に関するライセンス契約	平成25年10月10日まで
	Sony Computer Entertainment America, Inc.	米国・カナダ・メキシコ	平成12年 8月15日	プレイステーション2用ゲームプログラムの開発及びCD-ROMまたはDVD-ROMの製造、販売等に関するライセンス契約	平成12年4月1日より 平成15年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新
SQUARE ENIX LTD.	任天堂株式会社	欧州、オーストラリア、ニュージーランド	平成21年 3月3日	ニンテンドーDS用ゲームプログラムの開発及びカードの製造、販売等に関するライセンス契約	平成20年10月12日より3年間
		欧州、オーストラリア、ニュージーランド	平成19年 8月27日	Wii用ソフトウェアの開発及び光ディスクの製造、販売等に関するライセンス契約	平成25年8月27日まで
	Sony Computer Entertainment Europe Limited	欧州・アフリカ・中東・西アジア・オセアニア	平成12年 11月22日	プレイステーション2用ゲームプログラムの開発及びCD-ROMまたはDVD-ROMの製造、販売等に関するライセンス契約	平成12年11月22日より 平成15年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新
		欧州・アフリカ・中東・西アジア・オセアニア	平成17年 12月22日	プレイステーション・ポータブル用ゲームプログラムの開発及びUMD-ROMの製造、販売等に関するライセンス契約	平成17年12月22日より 平成22年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新
		欧州・アフリカ・中東・西アジア・オセアニア	平成20年 7月9日	プレイステーション3用ゲームプログラムの開発及びBD-ROMの製造、販売等に関するライセンス契約	平成20年6月25日より 平成24年3月21日まで 以後1年ごとの自動更新

6 【研究開発活動】

当社グループは、ゲーム開発プロセスの効率化・高品質化を目的とした研究開発、ゲーム開発に係る先端技術の調査・研究を行っております。また、ゲームの新作タイトルの開発にあたっては、企画段階において様々な先端技術を用いた試作を行っております。

当連結会計年度においては、デジタルエンタテインメント事業において1,273百万円の研究開発費を計上しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要となります。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5 経理の状況 の連結財務諸表の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に下記の会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断等に影響を及ぼすと考えております。

① 収益の認識基準

当社グループの売上高は、販売基準に基づき、通常、商製品が出荷された時点又はサービスが提供された時点において、ロイヤリティ収入についてはライセンスからの計算報告書に基づいて、各々計上されております。ある特定のケースにおける売上計上基準の適用は、取引先との契約書の内容及び取扱商製品の種類に応じて決定しております。

② 貸倒引当金

当社グループは、売上債権等の貸倒損失に備えて回収不能となる見積額を貸倒引当金として計上しておりますが、将来、取引先の財務状況が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

③ コンテンツ制作勘定

当社グループは、コンテンツ制作勘定の推定される将来需要及び市場状況に基づく時価の見積額が原価を下回っていると判断した場合には評価減をしております。また、実際の将来需要又は市場状況が経営者の見積りより悪化した場合は追加の評価減が必要となる可能性があります。

④ 投資の減損

当社グループは、金融機関や販売又は仕入に係る取引会社の株式を保有しております。これらは株式市場の価格変動リスクを負っている公開会社の株式及び株価の決定が困難である非公開会社の株式が含まれております。これら株式の連結会計年度末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が発生した場合は評価損の計上が必要となる可能性があります。

⑤ 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、回収可能性が高いと考えられる金額を計上しております。将来の課税所得及び、慎重かつ実現可能性の高い継続的な税務計画を検討しておりますが、繰延税金資産の全部又は一部を将来実現できないと判断した場合は、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上します。同様に計上金額を上回る繰延税金資産を今後回収できると判断した場合は、繰延税金資産への調整により当該判断を行った期間に利益を増加させることとなります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの経営成績は、1 業績等の概要に記載のとおりであります。よって前記以外に当連結損益計算書に重要な影響を与えた要因は以下のとおりであります。

① 為替変動の影響

当連結会計年度において主に円と米ドル及び英ポンドによる為替レートの変動の影響をうけ536百万円の為替差損を計上することとなりました。

② 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において130百万円の減損損失を計上いたしました。

(3) 財務政策、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金及び設備投資資金につきましては、主として内部資金及び社債の発行により調達しております。当連結会計年度末における当社グループの有利子負債は5,253百万円であります。自己資本比率は、63.3%となっており、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は110,116百万円（前年同期比364百万円の増加）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は6,786百万円（前連結会計年度比54.2%減）となりました。

これは、税金等調整前当期純利益9,866百万円、たな卸資産5,137百万円及び売上債権3,008百万円の増加、減価償却費5,039百万円等により、全体としては資金が増加しました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は5,778百万円（前連結会計年度は30,407百万円の獲得）となりました。

これは主として、差入保証金の回収による収入1,084百万円、差入保証金の差入による支出1,492百万円及び有形固定資産の取得による支出4,620百万円によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は299百万円（前連結会計年度は42,354百万円の使用）となりました。

これは主として、短期借入金の純増額3,791百万円と配当金の支払額3,446百万円によるものであります。

当社グループは、その健全な財務状態、営業活動によるキャッシュ・フローを生み出す能力により、その成長を維持し発展させていくために将来必要な運転資金及び設備投資資金を調達することが可能と判断しております。

(4) 戦略的現状と見通し及び経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの中長期的な経営戦略と対処すべき課題としては、高度で良質なコンテンツ・サービスの提供を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことが重要な課題であります。また、今後、ITや通信環境の急速な発展・普及により、ネットワークを前提とするエンタテインメントに対するニーズが高まるとともに、ユーザーが多機能端末を通じて多様なコンテンツにアクセスできるようになるなど、デジタルエンタテインメントの産業構造が大きく変化することが予想されます。

当社グループは、これらの変化に即応し、新しい時代のデジタルエンタテインメントを切り拓いていく事を中長期的な会社の経営戦略に位置づけております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、長期的戦略に基づき将来的に利益の極大化が図れる分野に対して重点を置き、合わせて技術力の向上及び経営の効率化のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資は5,209百万円であり、その内訳はデジタルエンタテインメント事業936百万円、アミューズメント事業3,932百万円、出版事業1百万円、全社339百万円であります。

2【主要な設備の状況】

平成24年3月31日現在における各事業所の設備、投下資本ならびに従業員の配置状況は次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	合計 (百万円)	
東京事業所 (東京都渋谷区)	全社	本社設備等	544	—	3,136 (718)	3,680	21 (—)

(注) 1 従業員数のうち臨時雇用者数は、年間平均人員を()外数で記載しております。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	アミューズメント 機器 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社スクウェア・エニックス	本社 (東京都渋谷区)	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業、ライツ・プロパティ等事業、全社	本社及び開発設備等	331	279	—	— (—)	—	611	1,555 (42)
	東京事業所 (東京都渋谷区)	デジタルエンタテインメント事業、ライツ・プロパティ等事業	同上	158	30	—	— (—)	—	189	68 (154)
	大阪事業所 (大阪府大阪市北区)	デジタルエンタテインメント事業、出版事業、ライツ・プロパティ等事業	同上	17	20	—	— (—)	—	37	68 (—)
	その他	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、全社	データセンター等	69	879	—	— (—)	—	948	6 (2)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	アミューズ メント 機器 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社タイトー	本社 (東京都渋谷 区)	デジタルエンタ テインメント事 業、アミューズ メント事業、ラ イツ・プロパテ ィ等事業、全社	一般事務管 理及び営 業・販売設 備	46	22	10	— (—)	—	80	194 (43)
	海老名開発セ ンター (神奈川県海 老名市)	アミューズメン ト事業	アミューズ メント機器 の開発・製 造設備	947	15	23	642 (17,042)	18	1,647	146 (35)
	札幌オフィス 他(北海道地 区)	同上	営業・販売 設備	59	0	78	— (—)	—	138	6 (80)
	仙台オフィス 他(東北地 区)	同上	同上	185	0	250	171 (3,383)	—	608	23 (195)
	本社外事務所 他(関東・東 京地区)	同上	同上	1,050	13	1,226	3,607 (2,109)	31	5,930	83 (762)
	名古屋オフィ ス他(中部北 陸地区)	同上	同上	193	11	291	65 (776)	5	567	19 (204)
	大阪オフィス 他(関西地 区)	同上	同上	100	3	215	137 (1,109)	10	467	27 (70)
	広島オフィス 他(中国四国 地区)	同上	同上	145	1	248	70 (643)	—	465	16 (163)
	福岡オフィス 他(九州地 区)	同上	同上	118	0	247	— (—)	0	366	24 (209)
	その他	全社	福利厚生施 設等	5	0	—	40 (7,834)	—	45	— (—)

(注) 1 従業員数のうち臨時雇用者数は、年間平均人員を()外数で記載しております。

2 営業・販売設備の関東・東京地区及び福利厚生施設等のその他の土地は、区分所有建物敷地の共有持分を含めております。

3 海老名開発センターには、併設されている営業部門を含めております。

4 上記のほか、リース契約による主な賃借資産は次のとおりであります。

区分	名称	台数	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
アミューズメント 機器	施設設置機器	7,257台	3	734	298
車輛	営業用車輛 (所有権移転外ファイナンス・ リース)	123台	3～4	62	79
営業設備	店舗空調設備 (所有権移転外ファイナンス・ リース)	5セット	5	8	10
電算機設備	IBM AS400本体及び周辺機器 (所有権移転外ファイナンス・ リース)	一式	4～6	62	68
その他の事務機器				383	118
合計				1,251	574

(3) 在外子会社

主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当たってはグループ会議において提出会社を中心に調整を図っております。なお、当連結会計年度末における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成24年3月31日）	提出日現在 発行数（株） （平成24年6月27日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	115,370,596	115,370,596	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は100株であり ます。
計	115,370,596	115,370,596	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年6月1日以降のストックオプション（新株予約権）及び2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

- ① 平成19年6月23日開催の第27回定時株主総会決議及び平成19年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第4回新株予約権

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,706	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月20日 至 平成24年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,232 資本組入額 2,116	同左
新株予約権の行使の条件	① 募集新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、募集新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 ② その他の権利行使の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

② 平成19年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第5回新株予約権

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,040	5,040
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	504,000	504,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,706	同左
新株予約権の行使期間	A. 付与数の3分の1 自 平成21年11月20日 至 平成24年11月19日 B. 付与数の3分の1 自 平成22年11月20日 至 平成24年11月19日 C. 付与数の3分の1 自 平成23年11月20日 至 平成24年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	A. 発行価格 4,232 資本組入額 2,116 B. 発行価格 4,300 資本組入額 2,150 C. 発行価格 4,421 資本組入額 2,211	同左
新株予約権の行使の条件	① 募集新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、募集新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 ② その他の権利行使の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

③ 平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会決議及び平成20年7月31日開催の取締役会決議に基づき発行した2008年8月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	198	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月22日 至 平成40年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,172 資本組入額 1,586	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間（但し、上記新株予約権の行使期間内とする。）に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

④ 平成21年9月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2009年10月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	570	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月22日 至 平成41年10月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,108 資本組入額 1,054	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(但し、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑤ 平成21年12月25日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年1月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	130,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,293	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月26日 至 平成26年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,678 資本組入額 1,339	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下、「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

⑥ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	770	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月24日 至 平成42年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,465 資本組入額 733	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(但し、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使の条件は、当社と募集新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と募集新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑦ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,400	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	140,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,895	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月30日 至 平成27年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,259 資本組入額 1,130	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下、「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

⑧ 平成22年12月24日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年1月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,779	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年12月25日 至 平成27年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,029 資本組入額 1,015	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合はその日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6カ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できる。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人(以下、「相続人」という。)は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

⑨ 平成23年6月22日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年7月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	870	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	87,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月22日 至 平成43年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,313 資本組入額 657	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、取締役会決議に基づき、下記④の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑩ 平成23年8月5日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年8月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,800	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	180,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,835	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月6日 至 平成28年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,270 資本組入額 1,135	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合はその日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6カ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できる。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の数（個）	35,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,000,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,500	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月19日 至 平成27年1月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,500 資本組入額 1,250	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高（百万円）	35,000	35,000

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注) 1	4,170,078	115,117,896	6,890	14,928	6,890	44,163
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注) 1	188,100	115,305,996	206	15,134	206	44,369
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 1	64,600	115,370,596	69	15,204	69	44,439

(注) 1 ストックオプション及び新株予約権付社債（権利行使による増加）によるものであります。

2 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間における、ストックオプション及び新株予約権付社債の権利行使はありません。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	43	34	129	319	23	30,837	31,385	—
所有株式数 (単元)	—	154,859	9,952	220,860	332,595	41	428,279	1,146,586	711,996
所有株式数の割 合(%)	—	13.50	0.87	19.26	29.00	0.00	37.35	100.00	—

(注) 1 自己株式301,347株は「個人その他」に3,013単元及び「単元未満株式の状況」に47株を含めて記載しております。なお、自己株式301,347株は株主名簿記載上の株式数であり、平成24年3月31日現在の実保有株式数は301,247株であります。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ11単元及び52株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
福島 康博	東京都渋谷区	23,626	20.47
株式会社福島企画	東京都渋谷区初台2丁目16-18	9,763	8.46
株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント	東京都港区港南1丁目7-1	9,520	8.25
宮本 雅史	東京都目黒区	7,077	6.13
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505223 (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	7,007	6.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,631	4.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,694	3.20
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	2,915	2.52
株式会社エスシステム	徳島県徳島市弓町2丁目2番地の1	2,045	1.77
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505225 (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行決済営業部)	東京都中央区月島4丁目16-13	1,371	1.18
計	—	71,653	62.10

(注) 1 ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから平成24年4月5日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年3月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
ハリス・アソシエイツ・エル・ピー	2 North LaSalle Street, Suite 500, Chicago, IL, U.S.A. 60602	16,597	14.39

- 2 野村証券株式会社、NOMURA INTERNATIONAL PLC、NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc. 及び野村アセットマネジメント株式会社の4社による連名の平成23年9月15日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年9月8日現在で以下のとおりそれぞれ株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	7,768	6.28
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	2,995	2.38
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	2 World Financial Center, Building B New York, NY 10281-1198	—	—
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	2,702	2.34
計		13,466	10.04

(注) 野村証券株式会社及びNOMURA INTERNATIONAL PLCの保有株券等の数には、新株予約権付社債券の保有に伴う保有潜在株式の数が含まれております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 301,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 114,357,400	1,143,574	—
単元未満株式	普通株式 711,996	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	115,370,596	—	—
総株主の議決権	—	1,143,574	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権の数11個)が含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式47株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	東京都渋谷区代々木 3-22-7	301,200	—	301,200	0.26
計	—	301,200	—	301,200	0.26

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株(議決権の数1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法並びに旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

① 平成19年6月23日開催の第27回定時株主総会

決議年月日	平成19年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	450,000株を1年間の上限とする。 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から2年を経過した日から3年間を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 退職等による権利失効により、付与対象者の人数は1名減少し、4名であり、株式の数は200,000株減少し、250,000株であります。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前6ヶ月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とすることができる。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、その他1株当たりの価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

- 3 ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。
- ② その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

② 平成19年11月19日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成19年11月19日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の従業員51名 当社子会社の取締役及び従業員8名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	670,000株を1年間の上限とする。 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。(注) 1・2
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。(注) 3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 退職等による権利失効により、付与対象者の人数は12名減少し、47名であり、株式の数は166,000株減少し、504,000株であります。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している普通株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③ 平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会に基づくもの

決議年月日	平成20年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	90,000株を1年間の上限とする。 当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 2 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、新株予約権は相続人に承継される。
- 3 その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

④ 平成21年9月29日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成21年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	57,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

⑤ 平成21年12月25日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成21年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員7名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	140,000株 (注) 1・2
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。

(注) 1 退職等による権利失効により、付与対象者の人数は1名減少し、6名であり、株式の数は10,000株減少し、130,000株であります。

- 2 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

⑥ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成22年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	80,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

⑦ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成22年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	140,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

⑧ 平成22年12月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成22年12月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	20,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

⑨ 平成23年6月22日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成23年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	87,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

⑩ 平成23年8月5日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成23年8月5日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員並びに当社子会社取締役及び従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	180,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

⑪ 平成24年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	67,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月27日 至 平成44年7月26日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間（ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。）に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転契約承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	1,703	2,543,988
当期間における取得自己株式	107	176,042

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	50	79,100	88	141,328
保有自己株式数	301,247	—	301,266	—

(注) 当期間における単元未満株式の売渡請求による売渡及び保有自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、今後、既存事業の拡大、新規事業の開拓等を目的とした設備投資や買収など、当社の企業価値を高めるための投資を優先し、そのための内部留保を確保します。内部留保後の資金については、株主への還元を重視し、業績連動、安定還元の最適なバランスを旨とし、安定的かつ継続的な配当に留意してまいります。配当の業績連動部分につきましては、連結配当性向30%を目安としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の当期における配当の決定機関は、期末配当については株主総会又は取締役会、中間配当については取締役会でありませ

ず。当期の配当につきましては、年間配当額30円（中間10円、期末20円）となりました。なお、当社は、会社法第459条に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年11月4日 取締役会決議	1,150	10
平成24年5月18日 取締役会決議	2,301	20

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	3,980	3,840	2,600	2,047	1,878
最低(円)	2,710	1,497	1,702	1,070	1,233

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	1,588	1,639	1,630	1,568	1,634	1,748
最低(円)	1,286	1,424	1,486	1,433	1,458	1,567

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長		和田 洋一	昭和34年5月28日生	平成12年4月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）入社 平成12年6月 同社取締役 平成13年9月 同社代表取締役兼C. O. O. 平成13年12月 同社代表取締役社長兼C. E. O. 平成15年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成18年2月 株式会社タイトー（現・株式会社スクウェア・エニックス）取締役会長 平成18年7月 株式会社タイトー（現・株式会社スクウェア・エニックス）代表取締役社長 平成18年11月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長（現任） 平成20年12月 SQEX LTD.（現・SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.）取締役（現任） 平成22年2月 株式会社ES1（現・株式会社タイトー）代表取締役社長（現任）	(注) 3	17
代表取締役 副社長		本多 圭司	昭和32年12月29日生	昭和62年10月 平成元年4月1日合併時における旧・株式会社エニックス入社 平成6年4月 株式会社エニックス（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成10年6月 同社取締役商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成12年10月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成15年4月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長 平成17年1月 SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 董事長（現任） 平成18年10月 当社代表取締役副社長（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役副社長（現任） 平成21年10月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役（現任） 平成21年10月 SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 取締役（現任）	(注) 3	56

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	経理財務 担当	松 田 洋 祐	昭和38年4月27日生	昭和62年4月 三井生命保険相互会社入社 平成7年5月 アクタス監査法人入所 平成10年12月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）入社 平成12年1月 同社退社 平成12年2月 太田昭とアーンストアンドヤング株式会社入社 平成13年10月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）入社、同社執行役員 平成15年4月 当社執行役員経理財務部長 平成16年6月 当社取締役経理財務担当（現任） 平成18年2月 株式会社タイトー（現・株式会社スクウェア・エニックス）取締役 平成18年11月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス取締役（現任） 平成20年12月 SQEX LTD.（現・SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.）取締役（現任） 平成22年4月 株式会社タイトー取締役（現任）	(注) 3	2
取締役		千 田 幸 信	昭和25年9月29日生	昭和57年8月 平成元年4月1日合併時における旧・株式会社エニックス取締役 昭和63年3月 エニックスプロダクツ株式会社取締役 平成元年4月 株式会社エニックス（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）常務取締役商品企画部長 平成4年7月 同社専務取締役ソフトウェア企画部担当兼出版企画部担当兼玩具企画部担当兼出版営業部担当 平成5年4月 同社専務取締役商品企画本部長 平成12年10月 同社取締役副会長 平成14年10月 同社取締役 平成15年4月 当社取締役（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス取締役（現任）	(注) 3	2,566
取締役		成 毛 眞	昭和30年9月4日生	昭和57年9月 株式会社アスキー入社 昭和57年10月 株式会社アスキーマイクロソフト出向 昭和61年6月 マイクロソフト株式会社入社 同社OEM営業部部長 平成2年9月 同社取締役マーケティング部長 平成3年11月 同社代表取締役社長 平成12年5月 同社取締役特別顧問 平成12年5月 株式会社インスパイア代表取締役社長 平成12年6月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）取締役 平成15年4月 当社取締役（現任） 平成20年8月 株式会社インスパイア取締役ファウンダー（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役		小林 諒 一	昭和21年10月25日生	昭和46年4月 株式会社野村電子計算センター (現・株式会社野村総合研究所) 入社 昭和61年10月 野村コンピュータシステムズ・アメリカ社長 平成6年6月 株式会社野村総合研究所取締役 平成8年7月 NRIデータサービス株式会社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成14年6月 株式会社野村総合研究所監査役 平成19年6月 当社常勤監査役(現任) 平成20年6月 株式会社マツモトキョシホールディングス取締役(現任) 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス監査役(現任)	(注) 4	—
監査役		矢作 憲 一	昭和17年12月2日生	昭和41年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成6年1月 同社理事 事業開発統括本部長 平成11年3月 同社常勤監査役 平成13年3月 日本オフィス・システム株式会社監査役(現任) 平成13年10月 日本監査役協会常任理事 平成14年6月 株式会社スクウェア(現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 監査役 平成15年4月 当社監査役(現任) 平成15年10月 有限会社汎総合研究所取締役会長(現任) 平成16年6月 情報技術開発株式会社監査役(現任) 平成18年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学院大学教授(現任) 平成20年7月 大塚ホールディングス株式会社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役		松田 隆 次	昭和30年4月30日生	昭和61年4月 弁護士及び公認会計士登録 河合・竹内・西村・井上法律事務所入所 昭和63年1月 三宅・畠澤・山崎法律事務所入所 平成4年7月 松田法律事務所開設(現在に至る) 平成19年6月 当社監査役(現任) 平成20年6月 西華産業株式会社監査役	(注) 4	—
監査役		齋藤 暢 宏	昭和18年8月9日生	昭和41年4月 株式会社日本長期信用銀行(現・株式会社新生銀行) 入行 平成3年5月 同行営業第五部長 平成5年4月 長銀証券株式会社常務取締役 平成8年4月 同社専務取締役 平成9年6月 株式会社日本格付研究所代表取締役 平成12年12月 株式会社ジャパンビバレッジ監査役 平成15年4月 専修大学大学院経済学研究科客員教授(現任) 平成18年6月 アセット証券株式会社監査役 平成19年6月 株式会社タイトー監査役(現任) 平成19年6月 当社コーポレートアドバイザー 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス監査役(現任) 平成21年6月 当社監査役(現任)	(注) 5	—
計						2,642

(注) 1 取締役成毛眞は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役小林諒一、矢作憲一及び松田隆次は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 4 監査役小林諒一、矢作憲一及び松田隆次の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役斎藤暢宏の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、企業統治形態として、監査役制度を採用しております。監査役の半数以上を社外監査役で構成することにより監視機能を強め、経営の健全性の維持を図ることとしております。さらに、決裁権限規程に定める客観的基準のもとに、会社経営方針を決定する取締役会と業務執行に係る個別の意思決定を行う会議体とを明確に区分しております。これにより、経営判断及び業務執行の適正化・効率化に努めております。

当社は、取締役5名（うち社外取締役1名）及び監査役4名（うち社外監査役3名、常勤監査役1名）が在任しております。取締役の任期は、委員会等設置会社と同様、1年としております。

「取締役会」は、原則として月1回開催し、社外取締役を含めた各取締役による検討・意見交換などにより相互牽制機能を十分に高めつつ、活性化が図られております。また、役員報酬制度の基本方針に関する事項につき、取締役会の諮問機関として答申を行うため、「報酬委員会」を任意に設置し、経営の客観性と透明性の確保が図られております。

「監査役会」は、原則として月1回開催し、監査計画に基づいて会計監査及び業務監査を実施しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況に対する監査が行われております。

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、これを維持・推進することで、監査・監督機能の徹底を図り、業務執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに、取締役の職務執行の効率化を推進しております。

さらに、コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営指針及びグループ行動規範においてコンプライアンスの重要性を明確化するとともに、内部統制委員会及び内部通報制度を設置することにより、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。また、効率的業務遂行の基盤である情報システムの管理・運営に関しては、情報システム運営委員会を設置し、情報システム全般を統制しております。

なお、リスク管理体制の徹底を図るため、内部部門の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度を設置することにより、全社的なリスク管理の取り組みを横断的に統括しております。

② 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査については、監査室（社長直轄組織として設置。現状1名）があり、監査役会及び監査法人と相互に情報を共有しながら、重要性和リスクを考慮し、グループ会社を含んだ社内管理体制を定期的にチェック、検討・評価（内部評価）を行い、社長に対し報告及び提言を行っております。

監査役監査については、監査役4名（うち、社外監査役3名）が確認しております。

なお、監査役斎藤暢宏は、金融機関での経験が長く、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役矢作憲一及び監査役松田隆次の財務及び会計に関する相当程度の知見につきましては、以下社外役員の欄に記載のとおりであります。

会計監査については、以下監査法人の欄に記載のとおりであります。

監査役と監査法人との相互連携については、各四半期及び本決算時の年4回、報告及び意見交換を行うほか、適宜、意見交換の場を設定し、その内容を監査業務に反映しています。

なお、これらの監査については、取締役会及び内部統制委員会等を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告がなされております。

- ③ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

成毛眞氏は、経営者としての豊富な幅広い見識を有していることから社外取締役に選任しております。取締役会においても、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

小林諒氏は、複数の会社における役員の経験によって培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役に選任しております。取締役会及び監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。また、同氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に届け出ております。

矢作憲一氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の常勤監査役をはじめ、複数の会社の社外監査役を歴任し、日本監査役協会の常任理事を経験するなど、内部統制並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。取締役会及び監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。また、同氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届け出ております。

松田隆次氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。取締役会及び監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。また、同氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めを設けておりませんが、財務、会計、内部統制等に関する専門的知見に基づき当社の企業統治において客観的かつ独立的な立場から適切な職務遂行を期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を選任することとしております。

なお、社外取締役及び社外監査役と、監査室、監査役及び監査法人との相互連携については、取締役会、監査役会及び内部統制委員会等において適宜報告及び意見交換がなされております。

また、上記社外取締役及び社外監査役との間に特別の利害関係はありません。

④ 役員報酬等

- イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
(取締役)

	対象となる 役員の員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			金銭報酬	非金銭報酬
取締役	4名	312	200	112
社外取締役	1名	7	6	1
合計	5名	320	206	114

(注) 1 当年度の非金銭報酬は、ストックオプションとなります。

2 役員退職慰労金については廃止しております。

3 報酬等の総額が1億円以上である役員は、代表取締役社長和田洋一であります。その内訳は、提出会社からの162百万円(金銭報酬90百万円、非金銭報酬72百万円)であります。

(監査役)

	対象となる 役員の員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			金銭報酬	非金銭報酬
監査役	1名	6	6	—
社外監査役	3名	29	29	—
合計	4名	36	36	—

(注) 役員退職慰労金については廃止しております。

ロ 役員報酬等の決定方針

取締役の報酬は、基本報酬となる金銭報酬とストックオプション等の非金銭報酬からなります。報酬等の決定については、業績及び貢献を勘案し、毎年見直しをしております。見直しの客観性と透明性を確保する為に、諮問機関である報酬委員会の答申を受けた上で、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で代表取締役社長がその額及び配分を決定しております。うち、ストックオプションは、同様に報酬委員会の答申を受けた上で、取締役会で決定しております。

監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性に鑑み、金銭報酬のみとなります。報酬額は毎年見直ししており、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で監査役の協議によりその額及び配分を決定しております。

⑤ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である㈱スクウェア・エニックス・ホールディングスについては以下のとおりです。

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	31	31	1	47	(注) 1 (0)
上記以外の株式	292	484	1	—	176 (—)

(注) 1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

2 「評価損益の合計額」の（ ）は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

ニ 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

ホ 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

⑥ 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名等

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に新日本有限責任監査法人を起用しており、独立の第三者として会計監査を受け、またその職務が円滑に遂行されるように努めております。

当期において業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：長坂隆、柴田憲一、横内龍也
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 11名、会計士補等 9名

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役とも10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票に寄らない旨定款に定めております。

⑩ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の選択肢を拡げることを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	52	1	47	1
連結子会社	78	—	70	—
計	130	1	117	1

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 及びSQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務に基づく報酬を92百万円、非監査業務に基づく報酬を19百万円支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 及びSQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務に基づく報酬を82百万円、非監査業務に基づく報酬を14百万円支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、英文財務諸表作成に関する指導助言業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、英文財務諸表作成に関する指導助言業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応するため、財務会計基準機構に加入するとともに、必要に応じて企業会計基準委員会が開催する研修へ参加することとしております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	111,126	111,495
受取手形及び売掛金	15,474	18,431
商品及び製品	2,992	2,343
仕掛品	287	738
原材料及び貯蔵品	427	573
コンテンツ制作勘定	19,890	25,047
繰延税金資産	4,493	5,022
未収還付法人税等	6,907	6,396
その他	2,821	2,236
貸倒引当金	△120	△124
流動資産合計	164,301	172,161
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,617	16,645
減価償却累計額	△12,771	△12,414
建物及び構築物（純額）	4,846	4,231
工具、器具及び備品	10,840	11,147
減価償却累計額	△9,031	△9,245
工具、器具及び備品（純額）	1,808	1,902
アミューズメント機器	19,948	19,601
減価償却累計額	△17,643	△17,008
アミューズメント機器（純額）	2,304	2,593
その他	188	193
減価償却累計額	△99	△127
その他（純額）	89	65
土地	8,277	8,102
建設仮勘定	2	288
有形固定資産合計	17,328	17,183
無形固定資産		
その他	10,324	10,121
無形固定資産合計	10,324	10,121
投資その他の資産		
投資有価証券	386	598
差入保証金	12,316	12,785
繰延税金資産	1,082	460
その他	※1 1,280	※1 1,341
貸倒引当金	△683	△672
投資その他の資産合計	14,382	14,514
固定資産合計	42,034	41,819
資産合計	206,336	213,981

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,777	9,220
短期借入金	1,338	5,253
未払法人税等	2,269	4,034
賞与引当金	1,453	1,200
返品調整引当金	1,780	1,545
店舗閉鎖損失引当金	487	260
資産除去債務	63	2
その他	13,332	12,258
流動負債合計	28,504	33,778
固定負債		
社債	35,000	35,000
退職給付引当金	3,061	3,808
役員退職慰労引当金	266	234
店舗閉鎖損失引当金	590	584
繰延税金負債	2,577	2,605
資産除去債務	657	149
その他	534	523
固定負債合計	42,687	42,906
負債合計	71,192	76,684
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,204	15,204
資本剰余金	44,444	44,444
利益剰余金	82,711	85,320
自己株式	△859	△861
株主資本合計	141,501	144,108
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△14	124
為替換算調整勘定	△7,929	△8,696
その他の包括利益累計額合計	△7,943	△8,572
新株予約権	814	977
少数株主持分	771	783
純資産合計	135,143	137,297
負債純資産合計	206,336	213,981

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
売上高	125,271	127,896
売上原価	※1 75,846	※1 76,268
売上総利益	49,424	51,627
返品調整引当金戻入額	4,046	1,706
返品調整引当金繰入額	1,779	1,502
差引売上総利益	51,691	51,831
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	2,336	1,812
広告宣伝費	7,935	7,258
販売促進費	67	63
貸倒引当金繰入額	—	67
役員報酬	596	541
給料及び手当	12,534	12,195
賞与引当金繰入額	1,408	1,814
退職給付費用	1,135	1,288
役員退職慰労引当金繰入額	15	13
福利厚生費	1,463	1,523
賃借料	1,782	1,616
支払手数料	4,228	4,621
減価償却費	1,903	1,000
その他	※2 8,956	※2 7,298
販売費及び一般管理費合計	44,365	41,118
営業利益	7,325	10,713
営業外収益		
受取利息	95	136
受取配当金	36	4
受取賃貸料	24	17
雑収入	190	127
営業外収益合計	347	286
営業外費用		
支払利息	59	61
支払手数料	44	100
為替差損	2,149	536
雑損失	28	3
営業外費用合計	2,282	701
経常利益	5,390	10,297

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※3 1	—
投資有価証券売却益	0	48
関係会社株式売却益	—	192
貸倒引当金戻入額	94	—
新株予約権戻入益	125	46
為替換算調整勘定取崩額	317	—
その他	94	18
特別利益合計	633	305
特別損失		
固定資産売却損	※4 1	※4 30
固定資産除却損	※5 621	※5 352
関係会社整理損	136	—
投資有価証券評価損	※6 175	※6 0
減損損失	※7 8,853	※7 130
店舗閉鎖損失引当金繰入額	311	78
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	462	—
コンテンツ関連損失	※8 2,074	—
コンテンツ等廃棄損	※9 2,398	※9 93
その他	969	55
特別損失合計	16,007	741
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益又は純損失(△)	△9,983	9,862
匿名組合損益分配額	△12	△4
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△9,970	9,866
法人税、住民税及び事業税	1,738	3,763
法人税等還付税額	△2,249	△50
法人税等調整額	2,594	79
法人税等合計	2,083	3,792
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	△12,054	6,074
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△11	13
当期純利益又は当期純損失(△)	△12,043	6,060

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	△12,054	6,074
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△5	139
為替換算調整勘定	△3,034	△761
その他の包括利益合計	△3,040	*1 △622
包括利益	△15,094	5,451
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△15,026	5,431
少数株主に係る包括利益	△67	19

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,204	15,204
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,204	15,204
資本剰余金		
当期首残高	44,444	44,444
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	44,444	44,444
利益剰余金		
当期首残高	98,848	82,711
当期変動額		
剰余金の配当	△4,027	△3,452
当期純利益又は当期純損失(△)	△12,043	6,060
連結範囲の変動	△22	1
持分法の適用範囲の変動	△42	—
当期変動額合計	△16,136	2,609
当期末残高	82,711	85,320
自己株式		
当期首残高	△856	△859
当期変動額		
自己株式の取得	△3	△2
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	△2	△2
当期末残高	△859	△861
株主資本合計		
当期首残高	157,641	141,501
当期変動額		
剰余金の配当	△4,027	△3,452
当期純利益又は当期純損失(△)	△12,043	6,060
自己株式の取得	△3	△2
自己株式の処分	0	0
連結範囲の変動	△22	1
持分法の適用範囲の変動	△42	—
当期変動額合計	△16,139	2,606
当期末残高	141,501	144,108

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△9	△14
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5	139
当期変動額合計	△5	139
当期末残高	△14	124
為替換算調整勘定		
当期首残高	△4,951	△7,929
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,977	△767
当期変動額合計	△2,977	△767
当期末残高	△7,929	△8,696
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△4,960	△7,943
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,983	△628
当期変動額合計	△2,983	△628
当期末残高	△7,943	△8,572
新株予約権		
当期首残高	715	814
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	98	163
当期変動額合計	98	163
当期末残高	814	977
少数株主持分		
当期首残高	861	771
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△90	12
当期変動額合計	△90	12
当期末残高	771	783
純資産合計		
当期首残高	154,258	135,143
当期変動額		
剰余金の配当	△4,027	△3,452
当期純利益又は当期純損失（△）	△12,043	6,060
自己株式の取得	△3	△2
自己株式の処分	0	0
連結範囲の変動	△22	1
持分法の適用範囲の変動	△42	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,975	△453
当期変動額合計	△19,115	2,153
当期末残高	135,143	137,297

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△9,970	9,866
減価償却費	6,608	5,039
のれん償却額	1,492	—
減損損失	8,853	130
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	462	—
コンテンツ関連損失	1,174	—
コンテンツ等廃棄損	731	—
災害損失	48	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△394	△1
賞与引当金の増減額(△は減少)	△121	△232
返品調整引当金の増減額(△は減少)	△2,026	△203
退職給付引当金の増減額(△は減少)	891	747
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	15	△31
店舗閉鎖損失引当金の増減額(△は減少)	166	△186
受取利息及び受取配当金	△131	△141
支払利息	59	61
為替差損益(△は益)	2,206	399
投資有価証券売却損益(△は益)	△0	△48
関係会社株式売却損益(△は益)	—	△192
投資有価証券評価損益(△は益)	175	0
固定資産除却損	621	352
固定資産売却損	1	30
売上債権の増減額(△は増加)	13,800	△3,008
たな卸資産の増減額(△は増加)	△4,827	△5,137
仕入債務の増減額(△は減少)	△2,007	1,102
その他の流動資産の増減額(△は増加)	2,218	547
その他の固定資産の増減額(△は増加)	67	56
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△2,447	△1,078
その他	258	△26
小計	17,927	8,048
利息及び配当金の受取額	198	108
利息の支払額	△54	△39
法人税等の支払額	△1,994	△1,842
法人税等の還付額	1,226	961
過年度法人税等の支払額	△2,475	△450
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,827	6,786

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,062	△748
定期預金の払戻による収入	1,052	747
有価証券の償還による収入	35,000	—
投資有価証券の売却による収入	0	49
有形固定資産の取得による支出	△4,700	△4,620
有形固定資産の売却による収入	45	180
無形固定資産の取得による支出	△931	△842
無形固定資産の売却による収入	0	—
子会社株式の取得による支出	△20	△9
関係会社株式の売却による収入	—	192
差入保証金の差入による支出	△143	△1,492
差入保証金の回収による収入	1,482	1,084
その他	△314	△319
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,407	△5,778
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,325	3,791
社債の償還による支出	△37,000	—
自己株式の取得による支出	△3	△2
配当金の支払額	△4,026	△3,446
その他	0	△42
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,354	299
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,744	△879
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	135	428
現金及び現金同等物の期首残高	109,717	109,751
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△101	△64
現金及び現金同等物の期末残高	※1 109,751	※1 110,116

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

33社及び1任意組合

主要な連結子会社の名称

SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.

SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.

(株)スクウェア・エニックス

(株)タイトー

(株)スマイルラボ

SQUARE ENIX, INC.

SQUARE ENIX LTD.

SQUARE ENIX(China)CO.,LTD.

CRYSTAL DYNAMICS INC.

EIDOS INTERACTIVE CORP.

IO INTERACTIVE A/S

北京泰信文化娛樂有限公司は、当連結会計年度において重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

(株)ヒッポスラボ

(株)スクウェア・エニックスモバイルスタジオ

(株)スクウェア・エニックス・ビジネスサポート

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（(株)ヒッポスラボ、(株)スクウェア・エニックスモバイルスタジオ及び(株)スクウェア・エニックス・ビジネスサポート他）及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SQUARE ENIX (China) CO., LTD.、北京易通幻龍網絡科技有限公司、SQUARE PICTURES, INC. 及びF F・フィルム・パートナーズ（任意組合）の決算日は12月末日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、12月末日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社のうち、SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO., LTD.の決算日は12月末日ですが、連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (ロ) たな卸資産
 商品及び製品
 主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）及び
 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 但し、アミューズメント機器は、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 コンテンツ制作勘定
 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 原材料、仕掛品
 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 貯蔵品
 最終仕入原価法による原価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）
 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び海外連結子会社は定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～65年 |
| 工具器具備品 | 2～20年 |
| アミューズメント機器 | 3～5年 |
- (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (ハ) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金
 当社及び一部連結子会社は、従業員及び執行役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (ハ) 返品調整引当金
 一部連結子会社は、出版物の返品による損失に備えるため、当連結会計年度以前の実績に基づき必要額を計上しております。また、ゲームソフトの返品等による損失に備えるため、タイトル毎に将来の返品等の可能性を勘案して、損失の見込額を計上しております。
- (ニ) 店舗閉鎖損失引当金
 一部連結子会社は、閉鎖を決定した店舗等の、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
- (ホ) 退職給付引当金
 当社及び一部連結子会社は、従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。また一部の連結子会社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれの発生年度の翌年から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年又は5年）による按分額を費用処理しております。
- (ヘ) 役員退職慰労引当金
 当社及び一部連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【表示方法の変更】

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めておりました「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「雑損失」に表示していた73百万円は、「支払手数料」44百万円、「雑損失」28百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「災害による損失」は、特別損失の総額の100分10以下であり重要性が低くなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「災害による損失」に表示していた570百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「為替換算調整勘定取崩額(△は益)」は、金額的重要性が低くなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「為替換算調整勘定取崩額(△は益)」に表示していた△317百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払消費税等の増減額(△は減少)」は、金額的重要性が低くなったため、当連結会計年度においては「その他の流動負債の増減額(△は減少)」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払消費税等の増減額(△は減少)」に表示していた△2,421百万円は、「その他の流動負債の増減額(△は減少)」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「短期借入金の返済による支出」は当連結会計年度より「短期借入金の純増減額（△は減少）」と表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「短期借入金の返済による支出」に表示していた△1,325百万円は、「短期借入金の純増減額（△は減少）」として組み替えております。

【会計上の見積りの変更】

(資産除去債務の見積額の変更)

当社及び一部の連結子会社は、当社及び本社周辺事業所を翌連結会計年度に移転することを、当連結会計年度において決定いたしました。これにより、当該物件の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、より精微な見積もりが可能になったため、見積額の変更を行っております。

この変更により、従来に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ508百万円増加しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
その他(投資その他の資産)	51百万円	98百万円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	2,095百万円	4,797百万円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	710百万円	1,273百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
工具器具備品	0百万円	—
アミューズメント機器	1	—
計	1	—

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物及び構築物	—百万円	1百万円
工具器具備品	1	23
土地	—	6
計	1	30

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物及び構築物	49百万円	41百万円
工具器具備品	297	16
アミューズメント機器	257	292
ソフトウェア	6	1
その他	10	0
計	621	352

※6 投資有価証券評価損は、時価及び実質価額の著しく下落している有価証券の評価損であります。

※7 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都新宿区他	家庭用通信カラオケ事業 (廃止事業)に係る 処分予定資産	電話加入権	10
		AM機器	1
		工具器具備品	1
神奈川県海老名市他	アミューズメント機器製造 販売	建物	0
		工具器具備品	45
		ソフトウェア	4
		長期前払費用	0
		リース工具器具備品	13
		賃貸借取引の所有権移転外 ファイナンスリース	13
東京都渋谷区他	遊休資産	電話加入権	2
東京都渋谷区他	処分予定資産	AM機器	94
東京都渋谷区他	その他	のれん	3,574
英国	その他	のれん	4,841
		無形固定資産	248
合計			8,853

アミューズメント事業では直営店・レンタル店・機器製造販売等の個々の事業部をグルーピングの単位とし、その他の事業では事業の関連性によるグルーピングを行っております。事業の用に供していない遊休資産及び処分予定資産については、これらとは別に個々にグルーピングしております。

上表のうち、遊休資産に関しては帳簿価額に対して市場価額が著しく下落し、かつ、今後の使用見込みが未確定なものである為、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。処分予定資産に関しては、回収可能価額が帳簿価額に満たないものであり、当該回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。のれん及び無形固定資産に関しては、市場環境の変化を織り込んで資産価値の再評価を行ったことから、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては正味売却価額または使用価値を適用しております。

正味売却価額は原則として市場価額等によっており、使用価値については将来キャッシュフローを10.5%で割引いて算定しております。

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都渋谷区	遊休資産	電話加入権	6
東京都渋谷区他	処分予定資産	アミューズメント機器	23
大阪府守口市	処分予定資産	建物	58
神奈川県海老名市他	アミューズメント機器製造 販売	工具器具備品	23
		その他(有形固定資産)	9
		長期前払費用	0
		賃貸借取引の所有権移転外 ファイナンスリース	9
合計			130

アミューズメント事業では直営店・レンタル店・機器製造販売等の個々の事業部をグルーピングの単位とし、その他の事業では事業の関連性によるグルーピングを行っております。事業の用に供していない遊休資産及び処分予定資産については、これらとは別に個々にグルーピングしております。

上表のうち、遊休資産に関しては帳簿価額に対して市場価額が著しく下落し、かつ、今後の使用見込みが未確定なものである為、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。処分予定資産に関しては、回収可能価額が帳簿価額に満たないものであり、当該回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては主として正味売却価額により測定しており、合理的に算定された市場価格等に基づき算定しております。

※8 コンテンツ関連損失

コンテンツの臨時的な補修等に係る損失であります。

※9 コンテンツ等廃棄損

前連結会計年度
(自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日)

当連結会計年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

当連結会計年度に新規発売した家庭用ゲームの販売不振及び主力タイトルに対する市場からの厳しい評価を受けたことを契機に、市場性をより厳密に見直して開発を中止したデジタルエンタテインメント事業のコンテンツ及びアミューズメント事業の機器に関するものであります。

市場性をより厳密に見直して開発を中止したアミューズメント事業の機器に関するものであります。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	214百万円
組替調整額	0
税効果調整前	214
税効果額	△75
その他有価証券評価差額金	139
為替換算調整勘定：	
当期発生額	△767
組替調整額	5
為替換算調整勘定	△761
その他の包括利益合計	△622

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	115,370	—	—	115,370
合計	115,370	—	—	115,370
自己株式				
普通株式(注)	297	1	0	299
合計	297	1	0	299

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成17年11月9日開催の取締役会決議に基づく2010年満期円貨建新株予約権付社債	普通株式	10,882,352	—	10,882,352	—	—
	平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	14,000,000	—	—	14,000,000	—
	ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	814
	合計	—	—	—	—	—	814

(注) 当連結会計年度の減少10,882,352株は、当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間満了によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,876	25	平成22年3月31日	平成22年6月24日
平成22年11月4日 取締役会	普通株式	1,150	10	平成22年9月30日	平成22年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月18日 取締役会	普通株式	2,301	利益剰余金	20	平成23年3月31日	平成23年6月23日

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	115,370	—	—	115,370
合計	115,370	—	—	115,370
自己株式				
普通株式（注）	299	1	0	301
合計	299	1	0	301

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	14,000,000	—	—	14,000,000	—
	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	977
	合計	—	—	—	—	—	977

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年5月18日 取締役会	普通株式	2,301	20	平成23年3月31日	平成23年6月23日
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	1,150	10	平成23年9月30日	平成23年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年5月18日 取締役会	普通株式	2,301	利益剰余金	20	平成24年3月31日	平成24年6月5日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	111,126百万円	111,495百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,375	△1,379
現金及び現金同等物	109,751	110,116

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容
アミューズメント事業における店舗設備（建物及び構築物、工具、器具及び備品並びにアミューズメント機器）であります。
- ② リース資産の減価償却の方法
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：百万円)

	前連結会計年度（平成23年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	425	390	34
工具、器具及び備品	218	160	58
合計	643	550	92

(単位：百万円)

	当連結会計年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	114	83	30
工具、器具及び備品	210	168	42
合計	325	252	73

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	67	49
1年超	24	23
合計	92	73

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	175	95
減価償却費相当額	175	95

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	655	251
1年超	124	46
合計	779	298

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等市場リスクの低い商品に限定し、資金調達については社債の発行及び金融機関からの借入によっております。為替予約取引は外貨建取引金額の範囲内で行っており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、各グループ会社の販売管理規程に従い取引ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。当社グループは、基本的にはデリバティブ取引は利用しておりませんが、将来の為替相場の変動リスクを回避することを目的に、為替予約取引を行うことがあります。為替予約取引は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引の契約先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。為替予約取引にあたっては、代表取締役及び担当取締役の決裁を受け、経理部門にてリスクの一元管理を行っております。

未収還付法人税等は、短期間で回収となる税金の還付であります。

投資有価証券は、主に上場株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行い取締役会に報告しております。

差入保証金は、主に本社及び事業所の社屋並びにアミューズメント店舗の賃借に伴う差入保証金であります。これは、差入先の信用リスクに晒されておりますが、本社及び事業所の社屋の差入保証金に関しては総務部門、アミューズメント店舗に関しては営業部門がそれぞれ差入先とのコンタクトを通じて信用度を確かめるとともに、決算時に経理部門がこれら部門に状況を確かめております。

支払手形及び買掛金は、1年以内に支払期日が到来する営業債務であります。短期借入金は、短期的な事業資金に充当するものであります。支払手形、買掛金、未払法人税等並びに短期借入金といった短期債務に関する決済時の流動性リスクは、毎月資金繰計画を見直す等の方法によりリスクを回避しております。外貨建の営業債務は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての営業債権と同様の方法によりリスクの低減を図っております。短期借入金は支払金利の変動のリスクに晒されておりますが、借入期間を短期間とすることにより金利変動に機動的に対応できるようにしております。

社債は、2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債であります。これはゼロクーポン債であるため、支払金利の変動リスクには晒されておられません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは含まれておりません。（注2 参照）

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	111,126	111,126	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,474		
貸倒引当金	△119		
受取手形及び売掛金（純額）	15,354	15,354	—
(3) 未収還付法人税等	6,907	6,907	—
(4) 投資有価証券	334	334	—
(5) 差入保証金	12,316		
貸倒引当金	△526		
差入保証金（純額）	11,790	11,335	△455
資産計	145,513	145,058	△455
(1) 支払手形及び買掛金	7,777	7,777	—
(2) 短期借入金	1,338	1,338	—
(3) 未払法人税等	2,269	2,269	—
(4) 社債	35,000	35,000	—
負債計	46,386	46,386	—
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	111,495	111,495	—
(2) 受取手形及び売掛金	18,431		
貸倒引当金	△123		
受取手形及び売掛金（純額）	18,307	18,307	—
(3) 未収還付法人税等	6,396	6,396	—
(4) 投資有価証券	549	549	—
(5) 差入保証金	12,785		
貸倒引当金	△526		
差入保証金（純額）	12,259	11,614	△645
資産計	149,009	148,364	△645
(1) 支払手形及び買掛金	9,220	9,220	—
(2) 短期借入金	5,253	5,253	—
(3) 未払法人税等	4,034	4,034	—
(4) 社債	35,000	36,452	1,452
負債計	53,509	54,961	1,452
デリバティブ取引	—	—	—

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券は上場株式であり、時価は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(5) 差入保証金

この時価は、差入額を返還までの期間及び差入先の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	51	49

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなど時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」に含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	109,518	—	—	—
受取手形及び売掛金	15,474	—	—	—
未収還付法人税等	6,907	—	—	—
差入保証金	3,788	4,392	4,013	121
合計	135,664	4,392	4,013	121

当連結会計年度 (平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	109,863	—	—	—
受取手形及び売掛金	18,431	—	—	—
未収還付法人税等	6,396	—	—	—
差入保証金	6,073	2,916	3,747	48
合計	140,765	2,916	3,747	48

4 社債の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

- 1 売買目的有価証券
該当事項はありません。
- 2 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
- 3 その他有価証券

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	4	2	1
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	4	2	1
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	330	352	△22
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	330	352	△22
合計		334	355	△21

当連結会計年度 (平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	442	243	198
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	442	243	198
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	106	111	△5
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	106	111	△5
合計		549	355	193

4 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	0	0	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	0	0	—

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	49	48	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	49	48	—

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券（株式）について175百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券（株式）について0百万円の減損処理を行っております。

なお、株式の減損にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部国内連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。
なお、当社及び一部国内連結子会社は退職給付債務算定にあたりましては勤務期間を基準とする方法（期間定額基準）を採用しております。また、一部海外子会社は確定拠出型の退職年金制度に加入しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務 (百万円)	△11,255	△11,795
(2) 年金資産 (百万円)	6,209	6,386
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2) (百万円)	△5,046	△5,409
(4) 未認識数理計算上の差異 (百万円)	1,984	1,600
(5) 未認識過去勤務債務 (債務の減額) (百万円)	—	—
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) (百万円)	△3,061	△3,808
(7) 前払年金費用 (百万円)	—	—
(8) 退職給付引当金(6) - (7) (百万円)	△3,061	△3,808

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
退職給付費用 (百万円)	1,249	1,397
(1) 勤務費用 (百万円)	542	562
(2) 利息費用 (百万円)	152	151
(3) 期待運用収益 (減算) (百万円)	△82	△75
(4) 数理計算上の差異の費用処理額 (百万円)	720	759
(5) 過去勤務債務の費用処理額 (百万円)	△81	—

(注) 上記退職給付費用以外に、臨時に支払った割増退職金が前連結会計年度に75百万円及び当連結会計年度に11百万円発生しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1.250~1.969%	0.973~1.550%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1.250%	1.250%

(4) 過去勤務債務の処理年数

1年～5年（その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を費用処理しております。）

(5) 数理計算上の差異の処理年数

1年～5年（発生の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。また一部連結子会社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれの発生年度の翌年から費用処理することとしております。）

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上原価の株式報酬費	13	6
販売費及び一般管理費の株式報酬費	210	203

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
新株予約権戻入益	125	46

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年 ストックオプション	平成19年 ストックオプション	平成20年 ストックオプション	平成21年 ストックオプション	平成21年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員、当社子会社の 取締役及び従業員 59名	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 450,000株	普通株式 670,000株	普通株式 19,800株	普通株式 57,000株	普通株式 140,000株
付与日	平成19年12月4日	平成19年12月4日	平成20年8月21日	平成21年10月21日	平成22年1月15日
権利確定条件	権利確定条件の定めはあり ません。	権利確定条件の定めはあり ません。	権利確定条件の定めはあり ません。	権利確定条件の定めはあり ません。	権利確定条件の定めはあり ません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 平成21年11月20日 至 平成24年11月19日	A. 付与数の3分の1 平成21年11月20日～ 平成24年11月19日 B. 付与数の3分の1 平成22年11月20日～ 平成24年11月19日 C. 付与数の3分の1 平成23年11月20日～ 平成24年11月19日	自 平成20年8月22日 至 平成40年8月21日	自 平成21年10月22日 至 平成41年10月21日	自 平成23年12月26日 至 平成26年12月25日

	平成22年 ストックオプション	平成22年 ストックオプション	平成22年 ストックオプション	平成23年 ストックオプション	平成23年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 6名	当社従業員 2名	当社取締役 5名	当社従業員、当社子会社の 取締役及び従業員 12名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 77,000株	普通株式 140,000株	普通株式 20,000株	普通株式 87,000株	普通株式 180,000株
付与日	平成22年8月23日	平成22年8月23日	平成23年1月14日	平成23年7月21日	平成23年8月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはあり ません。	権利確定条件の定めはあり ません。	権利確定条件の定めはあり ません。	権利確定条件の定めはあり ません。	権利確定条件の定めはあり ません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 平成22年8月24日 至 平成42年8月23日	自 平成24年7月30日 至 平成27年7月29日	自 平成24年12月25日 至 平成27年12月24日	自 平成23年7月22日 至 平成43年7月21日	自 平成25年8月6日 至 平成28年8月5日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成19年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	199,400	—	—	140,000
付与	—	—	—	—	—
失効	—	20,400	—	—	—
権利確定	—	179,000	—	—	140,000
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	250,000	387,600	19,800	57,000	—
権利確定	—	179,000	—	—	140,000
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	62,600	—	—	10,000
未行使残	250,000	504,000	19,800	57,000	130,000

	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	140,000	20,000	—	—
付与	—	—	—	87,000	180,000
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	87,000	—
未確定残	—	140,000	20,000	—	180,000
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	77,000	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	87,000	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	77,000	—	—	87,000	—

② 単価情報

	平成19年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	3,706	3,706	1	1	2,293
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	526	A. 526 B. 594 C. 715	3,171	2,107	385

	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1,895	1,779	1	1,835
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,464	364	250	1,312	435

4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成23年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	32.3%	37.1%
予想残存期間 (注) 2	10年	3.4年
予想配当 (注) 3	配当利回り1.89%	配当利回り1.63%
無リスク利子率 (注) 4	1.10%	0.21%

(注) 1 スtock・オプション付与日から予想残存期間分遡った期間の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 平成23年ストックオプションは平成23年3月期の配当実績により算出しております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
① 流動資産		
未払事業税否認	212百万円	344百万円
未払事業所税否認	46	41
賞与引当金否認	440	457
未払費用否認	659	170
返品調整引当金否認	200	122
貸倒引当金繰入超過	88	68
税額控除額	503	—
コンテンツ評価損否認	2,237	3,204
たな卸資産評価損否認	645	818
短期店舗閉鎖損失引当金否認	197	98
繰越欠損金	171	99
その他	145	218
評価性引当金	△863	△444
繰延税金負債（流動）との相殺	△191	△176
計	4,493	5,022
② 固定資産		
退職給付引当金超過額否認	1,252	1,395
役員退職引当金否認	96	82
株式報酬費用	336	344
減価償却費超過額否認	200	123
資産除去債務	181	49
減損損失	424	308
投資有価証券評価損否認	456	306
関係会社株式評価損否認	—	51
貸倒引当金繰入超過	67	59
一括償却資産損金限度超過額	219	145
海外子会社における繰越欠損金等	1,720	845
店舗閉鎖損失引当金	238	211
税額控除額	—	119
繰越欠損金	173	59
その他	443	134
評価性引当金	△2,936	△2,556
繰延税金負債（固定）との相殺	△1,792	△1,221
計	1,082	460
繰延税金資産合計	5,576	5,483
繰延税金負債		
① 流動負債		
未払費用等原価算入分認容	190	151
その他	0	25
繰延税金資産（流動）との相殺	△191	△176
計	—	—
② 固定負債		
固定資産	1,544	1,654
企業結合に係る無形固定資産の税効果	2,076	1,804
その他	749	367
繰延税金資産（固定）との相殺	△1,792	△1,221
計	2,577	2,605
繰延税金負債合計	2,577	2,605
繰延税金資産の純額	2,998	2,878

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	当連結会計年度 は、税金等調整前当 期純損失であるため	40.70%
交際費等永久に損金に算入されない項目	記載しておりませ ん。	0.65
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△0.17
評価性引当金		△2.38
住民税均等割		1.13
試験研究費税額控除		△11.36
税率変更による期末繰延税金資産・負債の減額修正		5.13
外国税額控除		3.19
提出会社との税率差異		0.55
その他		1.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率		38.44

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.70%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は495百万円減少し、法人税等調整額が504百万円増加しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等及びアミューズメント施設の店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等でありま
す。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社オフィス等については、使用見込期間を主に10年～24年と見積り、割引率を主に1.300%～
2.240%を使用して資産除去債務の計算をしております。

アミューズメント施設の店舗については、使用見込期間を過去の閉鎖店舗の平均営業期間（10年）と
見積り、割引率は0.955%～1.355%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注)	649百万円	721百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1	2
時の経過による調整額	8	7
資産除去債務の履行による減少額	△9	△58
見積りの変更による減少額	—	△517
その他増減額(△は減少)	71	△3
期末残高	721	152

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)
及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用し
たことによる期首時点における残高であります。

ニ 当該資産除去債務の見積額の変更

当社及び一部の連結子会社は、本社及び本社周辺事業所を翌連結会計年度に移転することを、当連結
会計年度において決定いたしました。これにより、当該物件の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務とし
て計上していた資産除去債務について、より精微な見積もりが可能になったため、見積額の変更を行っ
ております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

開示すべき重要な事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

開示すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、スクウェア・エニックス、タイトー、アイドスなどの国際的ブランドのもと、顧客のライフスタイルにあわせて、上質なエンタテインメント・コンテンツ/サービスを多様な形態で提供することを目指しております。

このため、エンタテインメント・コンテンツ/サービスの提供形態に応じて、①家庭用ゲーム機、PC、携帯電話等に双方向のデジタルコンテンツを提供する「デジタルエンタテインメント事業」、②アミューズメント施設の運営、アミューズメント施設向けのアミューズメント機器の販売、レンタルを行う「アミューズメント事業」、③コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行う「出版事業」、④二次的著作物の企画・制作・販売・ライセンス許諾等を行う「ライツ・プロパティ等事業」の4つに分類し、報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	デジタルエン タテイン メント 事業	アミューズ メント 事業	出版 事業	ライツ・プ ロパティ等 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	64,203	45,012	13,045	3,009	125,271	—	125,271
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	0	—	8	9	△9	—
計	64,204	45,012	13,045	3,018	125,280	△9	125,271
セグメント利益	11,283	2,178	3,204	680	17,346	△10,021	7,325
セグメント資産	44,471	23,241	5,252	2,803	75,768	130,568	206,336
その他の項目							
減価償却費	1,855	3,987	22	18	5,884	724	6,608
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	874	3,779	11	12	4,677	685	5,363

(注) 1 (1) セグメント利益の調整額△10,021百万円には、のれん償却額△1,492百万円、報告セグメントに帰属しない一般管理費△8,573百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額130,568百万円のうち全社資産の金額は130,440百万円であります。その主なものは、余資運用資金(現金及び預金)等の資産であります。

(3) 減価償却費の調整額724百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額685百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

II 当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、急速に変化しつつある事業環境のもと、顧客のライフスタイルにあわせて、上質なエンタテインメント・コンテンツ/サービスを多様な形態で提供することを目指しております。

このため、エンタテインメント・コンテンツ/サービスの提供形態に応じて、①家庭用ゲーム機（携帯ゲーム機を含む）、PC、携帯電話（スマートフォンを含む）等に双方向のデジタルコンテンツを提供する「デジタルエンタテインメント事業」、②アミューズメント施設の運営、アミューズメント施設向けのアミューズメント機器の販売、レンタルを行う「アミューズメント事業」、③コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行う「出版事業」、④二次的著作物の企画・制作・販売・ライセンス許諾等を行う「ライツ・プロパティ等事業」の4つに分類し、報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	デジタルエン タテイン メント 事業	アミューズ メント 事業	出版 事業	ライツ・プ ロパティ等 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	71,871	41,921	11,335	2,767	127,896	—	127,896
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	0	0	△0	—
計	71,871	41,921	11,335	2,767	127,896	△0	127,896
セグメント利益	12,602	2,552	2,575	742	18,472	△7,759	10,713
セグメント資産	49,401	23,916	5,492	2,957	81,767	132,213	213,981
その他の項目							
減価償却費	1,589	3,363	22	16	4,991	48	5,039
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	936	3,932	1	—	4,870	339	5,209

(注) 1 (1) セグメント利益の調整額△7,759百万円には、報告セグメントに帰属しない一般管理費△7,784百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額132,213百万円のうち全社資産の金額は132,329百万円であります。その主なものは、余資運用資金(現金及び預金)等の資産であります。

(3) 減価償却費の調整額48百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額339百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】**I 前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）****1. 製品及びサービスごとの情報**

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	合計
104,633	10,639	8,723	1,273	125,271

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	合計
16,655	394	258	20	17,328

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）**1. 製品及びサービスごとの情報**

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	合計
101,686	10,614	13,180	2,415	127,896

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	合計
16,297	529	326	29	17,183

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	デジタルエンタテインメント事業	アミューズメント事業	出版事業	ライツ・プロパティ等事業	全社・消去 (注)	合計
減損損失	261	173	—	—	8,418	8,853

(注) 全社・消去の金額は、主にのれんの減損損失に係る金額であります。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	デジタルエンタテインメント事業	アミューズメント事業	出版事業	ライツ・プロパティ等事業	全社・消去 (注)	合計
減損損失	—	66	—	—	64	130

(注) 全社・消去の金額は、主に処分予定資産の減損損失に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	デジタルエンタテインメント事業	アミューズメント事業	出版事業	ライツ・プロパティ等事業	全社・消去 (注)	合計
当期償却額	—	—	—	—	1,492	1,492
当期末残高	—	—	—	—	—	—

(注) 全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却費であります。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 (円)	1,160.66	1,177.87
1株当たり当期純損益金額 (△は損失) (円)	△104.66	52.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、潜在株 式は存在するものの1株当たり当期 純損失であるため記載しておりませ ん。	52.55

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

(注) 1株当たり当期純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純損益金額 (△は損失)		
当期純損益 (△は損失) (百万円)	△12,043	6,060
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損益 (△は損失) (百万円)	△12,043	6,060
期中平均株式数 (千株)	115,072	115,070
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	—	240
(うち新株予約権)	(—)	(240)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成19年11月19日開催取締役会決議分第4回新株予約権、平成19年11月19日開催取締役会決議分第5回新株予約権、平成21年12月25日開催取締役会決議分2010年1月新株予約権、平成22年1月18日開催取締役会決議分2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債、平成22年7月29日開催取締役会決議分2010年8月新株予約権、平成22年12月24日開催取締役会決議分2011年1月新株予約権 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成19年11月19日開催取締役会決議分第4回新株予約権、平成19年11月19日開催取締役会決議分第5回新株予約権、平成21年12月25日開催取締役会決議分2010年1月新株予約権、平成22年1月18日開催取締役会決議分2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債、平成22年7月29日開催取締役会決議分2010年8月新株予約権、平成22年12月24日開催取締役会決議分2011年1月新株予約権、平成23年8月5日開催取締役会決議分2011年8月新株予約権 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

平成24年6月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定によるストック・オプションとしての新株予約権を当社取締役に対する報酬等の一部として付与することを決議いたしました。

(1) スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役の職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の要領

1. 新株予約権の発行日

平成24年7月26日

2. 付与対象者の人数及び割り当て個数

当社取締役5名に対して670個(1個につき100株)

3. 新株予約権の発行価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式67,000株

5. 新株予約権の行使に際しての払込金額

1株につき1円

6. 新株予約権の行使期間

2012年7月27日から2032年7月26日まで

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額より、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (注) 1、2	平成年月日 22. 2. 4 ロンドン時間	35,000	35,000	—	なし	平成年月日 27. 2. 4 ロンドン時間
合計	—	—	35,000	35,000	—	—	—

(注) 1 2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

発行価格	本社債の額面金額の100%
発行価額の総額	350億円
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,500
新株予約権の行使期間 (預託地時間)	自 平成22年2月19日 至 平成27年1月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

2 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	35,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,338	5,253	1.9	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	40	34	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	66	51	—	平成25年5月～ 平成29年2月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,445	5,338	—	—

- (注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 リース債務の平均利率については、リース債務に利息相当額を含めて計上しているため、記載を省略しております。
 3 リース債務（1年以内）は流動負債のその他に含めて、リース債務（長期）は固定負債のその他として表示しております。
 4 リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	26	17	6	1

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	24,529	57,516	95,738	127,896
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	1,665	5,345	9,359	9,866
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	690	3,704	5,013	6,060
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	6.00	32.19	43.57	52.66

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6.00	26.19	11.38	9.09

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,349	52,265
営業未収入金	377	342
繰延税金資産	219	112
関係会社短期貸付金	5,417	—
その他	94	211
流動資産合計	48,457	52,932
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,227	1,100
減価償却累計額	△657	△556
建物（純額）	570	544
構築物	14	—
減価償却累計額	△14	—
構築物（純額）	—	—
土地	3,390	3,216
有形固定資産合計	3,960	3,760
投資その他の資産		
投資有価証券	323	515
関係会社株式	86,703	86,712
関係会社長期貸付金	19,922	12,180
繰延税金資産	3,363	2,938
差入保証金	1,424	2,490
その他	213	15
貸倒引当金	△80	△80
投資その他の資産合計	111,871	104,773
固定資産合計	115,831	108,533
資産合計	164,289	161,466

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	195	132
未払費用	12	25
未払法人税等	542	19
前受金	16	16
預り金	16	1,418
賞与引当金	16	13
その他	22	28
流動負債合計	822	1,655
固定負債		
社債	35,000	35,000
長期預り金	1,424	1,163
退職給付引当金	104	135
役員退職慰労引当金	138	138
固定負債合計	36,667	36,437
負債合計	37,490	38,092
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,204	15,204
資本剰余金		
資本準備金	44,439	44,439
その他資本剰余金	5	5
資本剰余金合計	44,444	44,444
利益剰余金		
利益準備金	885	885
その他利益剰余金		
別途積立金	29,522	29,522
繰越利益剰余金	36,796	33,086
利益剰余金合計	67,203	63,494
自己株式	△859	△861
株主資本合計	125,993	122,281
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△9	113
評価・換算差額等合計	△9	113
新株予約権	814	977
純資産合計	126,798	123,373
負債純資産合計	164,289	161,466

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
事業会社運営等収入	959	689
商標使用料	801	837
営業収益合計	※2 1,761	※2 1,526
営業費用		
役員報酬	306	242
給料及び手当	396	410
賞与引当金繰入額	8	28
退職給付費用	99	26
株式報酬費用	180	189
租税公課	87	71
支払手数料	385	284
減価償却費	26	25
その他	157	177
営業費用合計	1,648	1,456
営業利益	113	70
営業外収益		
受取利息	※2 360	※2 196
受取配当金	34	3
有価証券利息	53	—
雑収入	9	26
営業外収益合計	458	225
営業外費用		
支払手数料	44	100
為替差損	761	158
雑損失	0	—
営業外費用合計	807	259
経常利益又は経常損失(△)	△235	37
特別利益		
投資有価証券売却益	—	47
貸倒引当金戻入額	155	—
新株予約権戻入益	125	46
特別利益合計	280	94
特別損失		
固定資産売却損	—	※1 6
関係会社株式評価損	12,184	—
投資有価証券評価損	156	0
災害による損失	100	—
その他	9	—
特別損失合計	12,450	6
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△12,406	124
法人税、住民税及び事業税	55	1
法人税等調整額	48	380
法人税等合計	103	381
当期純損失(△)	△12,510	△257

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,204	15,204
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,204	15,204
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	44,439	44,439
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	44,439	44,439
その他資本剰余金		
当期首残高	5	5
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	5	5
資本剰余金合計		
当期首残高	44,444	44,444
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	44,444	44,444
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	885	885
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	885	885
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	29,522	29,522
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	29,522	29,522
繰越利益剰余金		
当期首残高	53,333	36,796
当期変動額		
剰余金の配当	△4,027	△3,452
当期純損失(△)	△12,510	△257
当期変動額合計	△16,537	△3,709
当期末残高	36,796	33,086

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	83,741	67,203
当期変動額		
剰余金の配当	△4,027	△3,452
当期純損失(△)	△12,510	△257
当期変動額合計	△16,537	△3,709
当期末残高	67,203	63,494
自己株式		
当期首残高	△856	△859
当期変動額		
自己株式の取得	△3	△2
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	△2	△2
当期末残高	△859	△861
株主資本合計		
当期首残高	142,534	125,993
当期変動額		
剰余金の配当	△4,027	△3,452
当期純損失(△)	△12,510	△257
自己株式の取得	△3	△2
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	△16,540	△3,711
当期末残高	125,993	122,281
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△10	△9
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	123
当期変動額合計	1	123
当期末残高	△9	113
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△10	△9
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	123
当期変動額合計	1	123
当期末残高	△9	113
新株予約権		
当期首残高	715	814
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	98	163
当期変動額合計	98	163
当期末残高	814	977

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
純資産合計		
当期首残高	143,239	126,798
当期変動額		
剰余金の配当	△4,027	△3,452
当期純損失(△)	△12,510	△257
自己株式の取得	△3	△2
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	99	286
当期変動額合計	△16,440	△3,425
当期末残高	126,798	123,373

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

時価のないもの

：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	50年
建物附属設備	10～20年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び執行役員に対する賞与の支給に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生の翌年に一括費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による按分額を費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1 株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【表示方法の変更】

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」は、負債及び純資産の総額の100分1以下であり重要性が低くなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払消費税等」に表示していた22百万円は、「その他」として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取賃貸料」は、営業外収益の総額の100分10以下であり重要性が低くなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取賃貸料」に表示していた1百万円は、「その他」として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 偶発債務
債務保証

前事業年度
(平成23年3月31日)

当事業年度
(平成24年3月31日)

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX, INC. のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT AMERICA INC. に対する一切の債務につき、150万米ドルを上限とする根保証を行っております。なお、平成23年3月末現在発生している債務は241百万円（200万米ドル）であります。

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. のSonopress GmbHに対する金銭債務につき、4百万ユーロを上限とする根保証を行っております。なお、平成23年3月末現在発生している債務は13百万円（0百万ポンド）であります。

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. の株式会社みずほコーポレート銀行からの借入につき、保証を行っております。なお、平成23年3月末現在発生している債務は1,338百万円（10百万ポンド）であります。

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. 等のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT EUROPE LTD. 他1社に対する一切の債務につき、保証を行っております。なお、平成23年3月末現在発生している債務は481百万円（4百万ユーロ）であります。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱東京UFJ銀行との銀行取引に関する一切の債務につき、820百万円を極度とする連帯保証を行っております。なお、平成23年3月末現在発生している債務は、27百万円であります。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの芙蓉総合リース株式会社に対するアミューズメント機器のオペレーティング・リース取引に係る債務について保証を行っております。なお、平成23年3月末現在発生している債務は、779百万円であります。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの三菱UFJファクター株式会社との一括決済システムに係る一切の債務につき、4,000百万円を極度とする保証を行っております。なお、平成23年3月末現在発生している債務は、2,077百万円であります。

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX, INC. のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT AMERICA INC. に対する一切の債務につき、150万米ドルを上限とする根保証を行っております。なお、平成24年3月末現在発生している債務はありません。

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. のSonopress GmbHに対する金銭債務につき、4百万ユーロを上限とする根保証を行っております。なお、平成24年3月末現在発生している債務は8百万円（0百万ポンド）であります。

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. の株式会社みずほコーポレート銀行からの借入につき、20百万ポンドを上限とする根保証を行っております。なお、平成24年3月末現在発生している債務はありません。

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. 等のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT EUROPE LTD. 他1社に対する一切の債務につき、保証を行っております。なお、平成24年3月末現在発生している債務は148百万円（1百万ユーロ）であります。

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. のSUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION EUROPE LIMITEDからの借入につき、40百万ポンドを上限とする根保証を行っております。なお、平成24年3月末現在発生している債務は5,253百万円（40百万ポンド）であります。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱東京UFJ銀行との銀行取引に関する一切の債務につき、820百万円を上限とする根保証を行っております。なお、平成24年3月末現在発生している債務は、46百万円であります。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの芙蓉総合リース株式会社に対するアミューズメント機器のオペレーティング・リース取引に係る債務について保証を行っております。なお、平成24年3月末現在発生している債務は、298百万円であります。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの三菱UFJファクター株式会社との一括決済システムに係る一切の債務につき、4,000百万円を上限とする根保証を行っております。なお、平成24年3月末現在発生している債務は、1,676百万円であります。

(損益計算書関係)

※1 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
土地	一百万円	6百万円
計	—	6

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益	1,761百万円	1,526百万円
受取利息	349	187

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式	297	1	0	299
合計	297	1	0	299

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
自己株式の数の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少分であります。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式	299	1	0	301
合計	299	1	0	301

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
自己株式の数の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少分であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 86,703百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (平成24年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 86,712百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
① 流動資産		
未払事業税否認	39百万円	7百万円
賞与引当金否認	6	5
繰越欠損金	171	99
その他	1	0
計	219	112
② 固定資産		
退職給付引当金超過額否認	42	48
役員退職慰労引当金否認	65	57
株式報酬費用	206	251
減価償却費超過額否認	23	—
減損損失	137	94
投資有価証券評価損否認	6,161	5,306
貸倒引当金繰入超過	17	20
新設分割による資産承継	3,314	2,902
繰越欠損金	—	50
その他	6	0
評価性引当金	△6,612	△5,730
繰延税金負債(固定)との相殺	—	△62
計	3,363	2,938
繰延税金資産合計	3,582	3,050
繰延税金負債		
① 固定負債		
その他有価証券評価差額金	—	62
繰延税金資産(固定)との相殺	—	△62
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	3,582	3,050

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	当事業年度は、税	40.70%
(調整)	引前当期純損失が計	
交際費等永久に損金に算入されない項目	上されているため記	3.37
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	載しておりません。	△0.49
評価性引当金		△83.16
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		345.39
その他		0.67
税効果会計適用後の法人税等の負担率		306.48

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.70%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は422百万円減少し、法人税等調整額は431百万円増加しております。

(企業結合等関係)

当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度末 (平成23年 3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度末 (平成24年 3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額 (円)	1,094.84	1,063.67
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△108.71	△2.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり当期純損失金額 (△)		
当期純損失 (△) (百万円)	△12,510	△257
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損失 (△) (百万円)	△12,510	△257
期中平均株式数 (千株)	115,072	115,070
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

平成24年6月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定によるストック・オプションとしての新株予約権を当社取締役に対する報酬等の一部として付与することを決議いたしました。

(1) スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役の職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の要領

1. 新株予約権の発行日

平成24年7月26日

2. 付与対象者の人数及び割り当て個数

当社取締役5名に対して670個(1個につき100株)

3. 新株予約権の発行価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式67,000株

5. 新株予約権の行使に際しての払込金額

1株につき1円

6. 新株予約権の行使期間

2012年7月27日から2032年7月26日まで

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額より、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,227	—	127	1,100	556	25	544
構築物	14	—	14	—	—	—	—
土地	3,390	—	174	3,216	—	—	3,216
有形固定資産計	4,632	—	316	4,316	556	25	3,760

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	80	—	—	—	80
賞与引当金	16	13	16	—	13
役員退職慰労引当金	138	—	—	—	138

(2)【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	0
預金	
当座預金	79
普通預金	52,119
その他の預金	66
小計	52,265
合計	52,265

ロ 営業未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
(株)スクウェア・エニックス	308
SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.	9
(株)タイトー	24
合計	342

(b) 営業未収入金滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
377	1,603	1,637	342	82.7	82

- (注) 1 回収率 = $\frac{\text{当期回収高}}{\text{期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$
 2 滞留期間 = $\frac{(\text{期首残高} + \text{期末残高}) \div 2}{\text{当期発生高} \div 366}$
 3 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 固定資産

イ 関係会社株式

区分	金額 (百万円)
(株)スクウェア・エニックス	64,736
SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.	9,857
(株)タイトー	9,047
SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.	2,374
SQUARE ENIX(2009) LTD.	589
その他	108
合計	86,712

ロ 関係会社長期貸付金

区分	金額 (百万円)
(株)スクウェア・エニックス	12,000
(株)ヒッポスラボ	100
SQUARE ENIX (China) CO., LTD.	80
合計	12,180

③ 流動負債及び固定負債

社債35,000百万円

内訳は 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤ 連結附属明細表 社債明細表に記載しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： http://www.pronexus.co.jp/koukoku/9684/9684.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書
事業年度（第31期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
平成23年6月23日関東財務局長に提出。
- 2 内部統制報告書
事業年度（第31期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
平成23年6月23日関東財務局長に提出。
- 3 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第32期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出。
第32期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局長に提出。
第32期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出。
- 4 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
平成23年6月24日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
平成23年8月5日関東財務局長に提出。
- 5 臨時報告書の訂正報告書
平成23年8月5日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。
平成23年9月1日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月27日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 田 憲 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横 内 龍 也 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長	坂	隆	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴	田	憲一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横	内	龍也	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
【英訳名】	SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和田 洋一
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 経理財務担当 松田 洋祐
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長和田洋一及び取締役経理財務担当松田洋祐は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社である株式会社スクウェア・エニックス、株式会社タイトー、SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.、及び、SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社30社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
【英訳名】	SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和田 洋一
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 経理財務担当 松田 洋祐
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長和田洋一及び当社最高財務責任者松田洋祐は、当社の第32期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。